

**安中市総合計画
後期基本計画（案）**

平成25年2月

《目次》

基本目標 1 うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

基本政策 1 自然の適切な利用	1
【1】適正な土地利用の推進	1
【2】自然環境の保全と活用	3
基本政策 2 都市基盤の整備	5
【1】道路整備	5
【2】公共交通整備	7
【3】市街地整備	9
【4】住宅対策	11
基本政策 3 生活環境の整備	13
【1】上水道の整備	13
【2】下水道の整備	15
【3】公園・緑地の整備	17
【4】環境対策	19
【5】衛生対策	21
基本政策 4 安全な市民生活の確保	23
【1】防犯対策	23
【2】交通安全対策	25
【3】防災対策	27
【4】消防・救急体制の充実	30
【5】公害防止	32
【6】消費者保護	34

基本目標 2 いつまでも健康に暮らせるまちづくり

基本政策 5 健康づくりの推進	36
【1】保健予防	36
【2】疾病予防	38
【3】医療の充実	40
基本政策 6 福祉の充実	42
【1】地域福祉の充実	42
【2】高齢者福祉の充実	44
【3】障害者（児）福祉の充実	47
【4】児童福祉・母（父）子福祉の充実	49
【5】社会保障の充実	51
【6】人権擁護	53

基本目標 3 生涯を通じていきがいを持って暮らせるまちづくり

基本政策 7 生涯を通じての学習の推進	55
【1】生涯学習の基盤整備	55
【2】社会教育の推進	57
【3】学校教育の充実	60
基本政策 8 スポーツ・レクリエーションの振興	63
【1】スポーツ・レクリエーションの振興	63
基本政策 9 芸術・文化の振興	65
【1】芸術文化の振興	65
【2】文化財保護	67
基本政策 10 交流の推進	69
【1】都市・国際交流の推進	69

基本目標 4 にぎわいと活力のあるまちづくり

基本政策 11 農林水産業の振興	71
【1】農業の振興	71
【2】林業の振興	74
基本政策 12 商工業の振興	76
【1】商業の振興	76
【2】工業の振興	78
基本政策 13 観光の振興	80
【1】観光の振興	80
基本政策 14 新産業の創出	83
【1】新産業の創出	83
基本政策 15 労働環境の充実	85
【1】労働環境の充実	85

基本目標 5 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

基本政策 16 効率的行財政運営	87
【1】効率的な行政運営	87
【2】健全な財政運営	89
【3】高度情報化	91
基本政策 17 市民参加の推進	93
【1】市民によるまちづくりの推進	93
【2】情報の発信と共有	95
【3】男女共同参画の推進	97

後期基本計画ページの見方

章の見出し

将来像の実現のために取り組む、まちづくりの大きな方向性「基本目標」を表しています。

節の大見出し

基本目標を実現するための最も基本となる政策の枠組み「基本政策」を表しています。

節の小見出し

基本政策を実現するための「施策」を表しています。

基本目標2 いっまでも健康に暮らせるまちづくり

6. 福祉の充実

【1】地域福祉の充実

現況と課題

○かつての伝統的な家庭や地域の助け合い関係が弱まる一方で、少子高齢化の進展によって福祉ニーズは増大しています。このため、地域におけるさまざまな福祉問題について、行政と連携しながら、地域住民自身が解決方法を考え、自ら実行するなかで、福祉の増進を図る「地域福祉」の重要性が増しています。

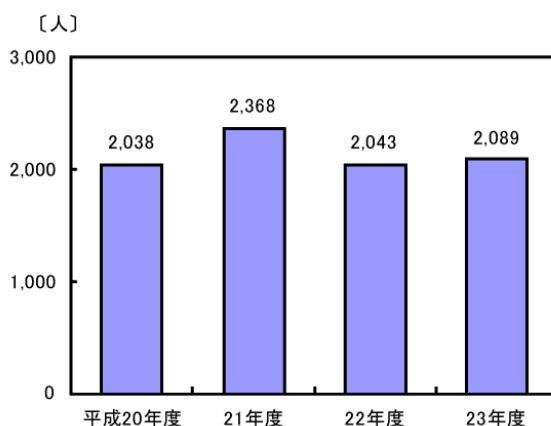
○現在、本市では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアやNPO*団体などが中心となって福祉活動を行っています。

○今後は、さまざまな機会を通じて、市民の福祉意識の向上を図りながら、自主的な福祉活動を支援していく必要があります。また、地域住民や各種地域福祉団体との連携・協力によって、子どもや障害者、高齢者などを見守る地域福祉ネットワークを構築していくことが求められます。

現況と課題

この施策を推進する背景として、わが国全体あるいは本市の現況と課題について整理しています。

図表：ボランティアセンター登録者数の推移



(安中市社会福祉協議会調べ)

参考データ（図表）

本市の現況と課題について、わかりやすく表現するための参考データを掲載しています。

施策の目標

施策を展開していくうえで、市が目指すべき基本的な方向を掲げています。

基本目標2 いつまでも健康に暮らせるまちづくり

施策の目標

高齢者や障害者、子どもと大人、外国籍の人、男女それぞれの違いを超えて、すべての市民が暮らしやすくなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザイン※の考え方にもとづいて、総合的な地域福祉サービスの確立に努め、ともに生きるまちづくりに取り組みます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
ボランティアセンター登録者数	2,089 人	2,400 人

施策展開の方向

（１）地域での支え合い意識の高揚

市民がともに支え合う社会の実現を目指して、市民の福祉に対する理解と関心を高め、だれもが地域福祉の担い手となって、交流活動やボランティア※活動に参加していけるような機運の醸成に努めます。

（２）地域福祉体制の充実

地域福祉における市民と行政の重要なつなぎ手として、民生委員・児童委員の活動を積極的に推進するとともに、「災害時における一人も見逃さない運動」や「ひとり暮らし高齢者への声かけ運動」など、地域住民の協力ののもとに、子どもや高齢者を犯罪や災害から守るための見守り体制をつくります。

（３）担い手の育成・確保

各種地域福祉団体の活動活性化を図る一方、子どもから高齢者まで新たにボランティア※活動をはじめの人を対象とした活動マニュアルの作成やボランティア育成講座などの開催により、担い手の育成・確保に努めます。

指標

施策の目標を指標化しています。現状値については、本計画の作成時点で把握できる数値を掲載しています。巻末に指標設定の考え方等を掲載しています。

施策展開の方向

「施策の目標」を実現するための取り組み内容を記述しています。

用語解説

専門用語や意味の分かりにくいものに※印を付け、その解説を巻末の用語解説に掲載しています。

1. 自然の適切な利用

【1】適正な土地利用の推進

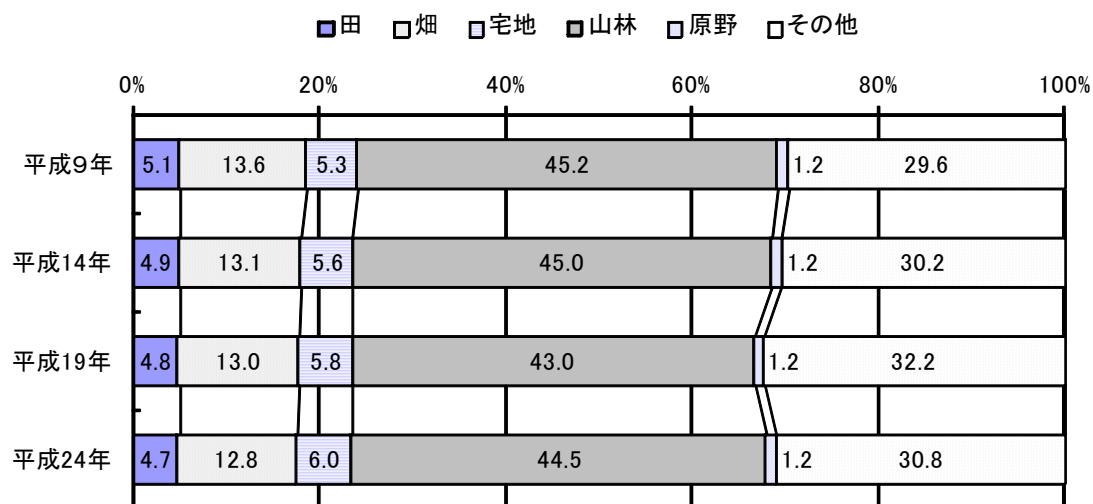
現況と課題

○本市の総面積は 276.34 k m²で、田畑が約 18%、宅地が約 6%、山林が約 45%を占めており、市域の約 49%が都市計画※区域に指定されています。土地利用状況では、田、畑、山林、原野に減少傾向がみられ、宅地は増加傾向にあります。

○土地利用状況については、地区により違いがみられ、市街地では都市的土地利用が多くなっていますが、農村・中山間地域では農業、工業、商業、住宅の混在化が進む中で、騒音や悪臭など環境問題の発生が懸念されます。

○今後は、恵まれた自然環境と都市の便利さとの両立を図るため、都市計画マスタープランを策定して基本方針を定め、農業、工業、商業、住宅のバランスの取れた土地利用を進めていく必要があります。

図表：土地利用状況の推移



(資料：固定資産税概要調書)

施策の目標

市民が快適な生活環境と豊かな自然環境を享受できるよう、計画的な市街地の整備と、良好な居住環境づくりや自然環境の保全との調和を図りつつ、適正な土地利用を推進します。

施策展開の方向

（１）適正な土地利用

適正な土地利用の展開に向け、市街地では、都市的土地利用を展開し、住宅、商業、工業のバランスの取れた土地利用を推進します。また、農村・中山間地域では、農地・集落地の環境改善・保全に努めます。さらに、自然が多く残る地域では無秩序な開発を抑制し、自然環境の維持・保全を図ります。

（２）都市的土地利用の見直し

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画マスタープランを策定します。このマスタープランや都市計画基礎調査の結果にもとづき、用途地域※の見直しを検討します。

【2】自然環境の保全と活用

現況と課題

- 本市は、上毛三山の一つであり特徴的な山容を誇る妙義山をはじめ、緑豊かな山々に囲まれ、碓氷峠に源を発する碓氷川が地域を貫流しているなど、自然環境に恵まれたまちです。自然環境は、来訪者にとって魅力的であるだけでなく、「ふるさと・安中」の財産として、後世に残し伝えていきたい宝となっています。
- 今後も、この自然を大切に守り、市民が誇りと愛着を持てる地域づくりに向けて、憩いの場・活動の場として有効に活用できるよう、市民等との協働のもとに、適切に維持管理していく必要があります。
- また、水は日常生活に欠くことのできない資源であるとともに、産業活動を支える大切な役割を担っています。この限られた資源の効率的な利用を図ることが重要になっており、上水道などに必要な水量を確保するとともに、水環境の保全に努めていく必要があります。

施策の目標

緑豊かな里山や、水資源の保全と活用を進め、市民が誇りと愛着を持てる「ふるさと・安中」の自然環境を守ります。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
保安林面積	4,378ha	4,382ha

施策展開の方向

（１）身近な自然環境の維持・保全

まちの貴重な財産である豊かな自然環境を守るため、希少な動植物の生態系などに配慮するとともに、関係機関・団体と連携しながら、市民・来訪者に対し自然環境の保全に向けた啓発活動を行います。

（２）里山の保全と活用

関係機関・団体と連携し、ボランティア、NPO※などの参画を得て里山などの維持管理に努め、市民の憩いの場、活動の場として活用していきます。

（３）水源対策

水資源の保全と活用を図るため、治山・治水を促進することにより、本市に必要とされる水源水量を確保します。また、森林の保全育成により、自然の営みと調和した水環境の保全に努めます。

2. 都市基盤の整備

【1】道路整備

現況と課題

- 幹線道路は、市民生活の快適性や産業経済活動の活力を高めるなど、都市の発展に欠かせない重要な都市基盤です。また、生活道路は、市民の快適な日常生活を確保するため、歩行者などの安全面に配慮し、周辺環境とも調和した空間であることが求められます。
- 本市は、関東と信越を結ぶ上信越自動車道に松井田妙義と碓氷軽井沢の2つのインターチェンジを有し、高速道路網への接続が容易となっております。本市の道路交通網は、市中央部を東西に走る国道18号を中心に構成され、依然として南北の軸となる幹線道路が不足しており、地域の一体性を図るため道路網の整備が必要です。また、国道18号については、引き続き混雑緩和に向けた整備が望まれています。
- 生活道路については、市民の交通安全、通学路の安全確保のため、狭幅員道路の整備を進める必要があります。道路の維持・管理にあたっては、「道路里親制度※」により、市民と行政との協働による管理を進めています。
- 市内の橋梁については、昭和55年度以前に設計施工されたものが新耐震基準に不適合となったため、耐震補強が必要となっております。

施策の目標

市民生活の利便性や産業活力の向上に向け、幹線道路の整備を促進するとともに、生活道路の整備を推進し、安全で快適な道づくりを進めていきます。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
市道改良率	25.77%	26.12%

施策展開の方向

（１）広域幹線道路の整備

国道18号の渋滞緩和と主要都市およびインターチェンジへのアクセス性の向上を図るため、ＪＲ安中駅以西の四車線化ならびに交差点部における改良・整備を促進します。

また、広域連携の強化を図るため、南北中央幹線（西毛広域幹線道路）の安中工区の早期完了と全線の整備を促進します。

（２）幹線道路の整備

都市計画道路については、当初の計画から20年以上の長期にわたり整備のされていない道路について、「都市の将来像・まちづくりとの整合性」「道路に求められる機能の確保」「整備優先性」の視点から必要性を検討したうえで、計画の見直しを行うとともに、必要性の高い道路について、できるだけ早い時期での整備を目指します。

また、県道については、市民の日常生活に大きく関わっている重要な幹線道路であるため、必要な整備を促進します。

（３）生活道路の整備

市民生活の利便性や災害時における安全性の確保に向け、生活道路の計画的な整備を推進するとともに、未舗装道路の舗装、道路や歩道の段差解消、交差点の改良など、人に優しい道路環境づくりに努めます。

また、「道路里親制度」を活用して、市民と行政との協働による生活道路の美化・清掃に取り組めます。

（４）橋梁耐震補強対策

橋梁については、地震による落橋を防止する工事を実施して市民生活の安全を確保するとともに、道路橋の「長寿命化計画」に基づいて計画的な維持管理を行います。

【2】公共交通整備

現況と課題

- 超高齢社会※を迎え、市民の日常生活を支える交通手段として、鉄道やバスなどの公共交通の重要性が見直されています。本市には、北陸（長野）新幹線 1 駅と、信越本線 5 駅がありますが、停車本数の増加や接続する他の公共交通との乗り継ぎなどの改善が求められています。
- 鉄道以外の公共交通については、乗合バスが 5 路線、乗合タクシーが 2 路線運行しており、平成 23 年 7 月からは、公共交通見直しのための実証運行を実施しました。
- 民間の路線バスについては、JR 高崎駅から安中市役所間を運行しており、それに接続する形で乗合バスが松井田支所へ運行しています。
- 今後、公共交通は、車を持たない人の交通手段の確保、高齢者などの外出支援にもつながることから、ますます重要となります。また、地域住民の足としてだけでなく、観光路線としても重要な役割を担うことが考えられます。さらには環境負荷の低減や過疎化対策、地域活性化などの観点からも、公共交通の必要性は高まっています。

施策の目標

ニーズに即した公共交通ネットワークを構築し、利用者にとって利便性の高い公共交通体系の確立を目指すとともに、公共交通の利用促進を図ります。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
乗合バス・乗合タクシー利用者数	61,556 人	65,000 人

施策展開の方向

（１）公共交通ネットワークづくり

市民ニーズに応じた公共交通ネットワークを構築するため、公共交通実証運行の結果などを踏まえ、持続可能な体系へと再編を図ります。

乗合バス・乗合タクシーについては、信越本線市内各駅および北陸（長野）新幹線安中榛名駅との連絡向上を図るとともに、利用者の需要把握を行ったうえで、路線の新設・変更・廃止や運行形態の変更などを行います。

また、タクシー利用補助なども含めた総合的な調整を行います。

（２）信越本線、新幹線駅の利用促進

北陸（長野）新幹線安中榛名駅については、観光・ビジネス利用など各方面から再検討を行い、関係機関と協力して、利用促進を図ります。

信越本線については、駅を中心とした魅力的なまちづくりを推進するとともに、鉄道利用の促進を図っていきます。

また、中間駅については、まちづくりの拠点として、実現の可能性を検討していきます。

（３）乗合バス・乗合タクシーの利用促進

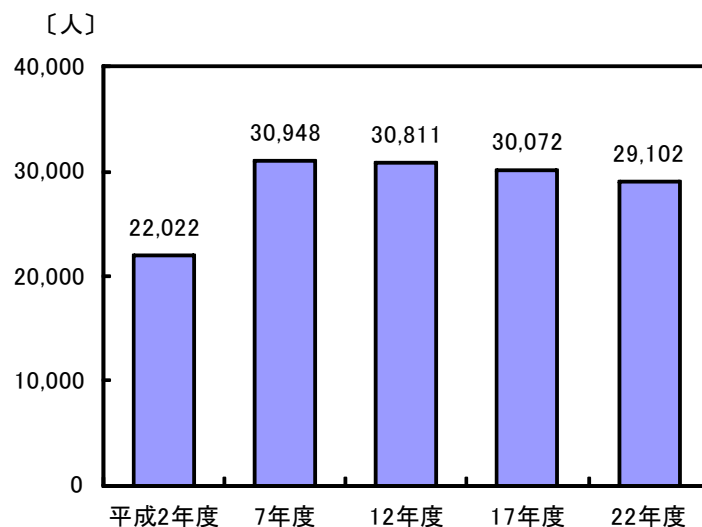
環境問題の改善や高齢者の交通事故防止などの観点から、乗合バス・乗合タクシーの利用について広報紙などで市民に喚起し、利用者の裾野を広げ、赤字抑制と路線維持を目指します。

【3】市街地整備

現況と課題

- 本市の総面積276.34km²のうち都市計画区域※は48.8%で、用途地域※は総面積の5.3%にあたり、住居系が最も多く、次いで工業系の用途地域が多くなっています。
- 本市では、用途地域内の宅地密度が低く、空き地が点在しており、無秩序な市街化が懸念されています。そのため、計画的な土地利用を推進する必要があります。特に、住居系用途地域内では基盤整備が進んでいないため、防災・環境といった側面からも高齢社会に対応できる居住環境が求められており、他方、市街地では、多様化する消費者ニーズに対応できる商業地の形成が望まれています。
- 一方、北陸（長野）新幹線安中榛名駅周辺ではJRによる住宅開発が行われ、その周辺の都市的土地利用についても民間活力による開発を促進する必要があるほか、用途地域の辺縁部では、緑豊かな都市環境を有していることから、豊かな自然環境・田園環境との共生が重要になっています。

図表：市街地人口の推移（用途地域）



（出典：都市計画基礎調査）

施策の目標

駅などの主要な拠点周辺や、主要道路の沿道などを中心に、暮らしやすさと便利さに配慮しつつ、魅力と活力のある、安中市らしい市街地の形成に努めます。

施策展開の方向

（１）計画的な既存市街地の整備

これまでのまちづくりの経緯や地域特性を踏まえながら、魅力ある住宅地を形成します。

また、機能分担や相互の連携が図られた商業・業務地*を形成するため、国道 18 号や旧中山道沿道の既存市街地、駅周辺、磯部温泉周辺を中心に、歩行者、自転車利用者、車利用者の利便性に配慮します。

なお、地域の自然的、歴史・文化的背景を活かした景観への配慮についても検討していきます。

（２）工業地の環境整備

工業地については、良好な産業環境の維持・向上に努めるとともに、周辺の居住環境や自然環境への配慮を促進します。

また、住宅地に立地する既存工業施設の移設先についても検討します。

【4】住宅対策

現況と課題

- 快適でやすらぎのある市民生活を営むことができる住環境の整備として、公営住宅の整備を計画的に進めることが求められています。本市には市営住宅が 1,111 戸ありますが、このうち昭和 40 年代以前に建設された市営住宅は、耐用年数も経過して老朽化が著しいため、改修や建て替えが必要となっています。併せて高齢者世帯の割合が増加してきており、住み慣れた場所に引き続き居住を望む声があることから、こうした老朽化住宅の建て替え、住宅のバリアフリー化※など快適な住宅環境を求めるニーズに对应していく必要があります。
- 地震などの災害による被害を最小限にとどめ、市民が安心して日々の暮らしを営むことができる住環境の整備が必要となっていますが、民間を含め、住宅の耐震化率は低いため、耐震改修の促進が課題となっています。
- 少子高齢化等により増え続ける空き家住宅については、除却あるいは住み替えなど、有効に活用する方策が求められています。

施策の目標

市民が快適でやすらぎのある生活を営むことができるよう、住環境整備の一環として、住宅の安全対策の推進や、市営住宅の計画的な改善などを進めます。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
市営住宅改修戸数	0 戸	80 戸

施策展開の方向

（１）住宅の安全対策

老朽化した市営住宅については、入居者が継続して居住できる生活環境の確保を図るため、補修工事、修繕などを施して住居を提供します。

また、民間木造住宅についても耐震診断及び改修工事を支援し、耐震改修を促進します。

（２）空き住宅と用地の有効活用

取り壊した市営住宅用地については、一定の面積が集約確保された段階で、持ち家の取得促進のため、宅地分譲などにより有効活用を推進します。

また、増加傾向にある民間空き家住宅の活用や住み替えを支援します。

空き家、空き地の発生に伴う環境悪化を防止するため、地域と連携しながら住みよいまちづくりを進めていきます。

（３）市営住宅の計画的な改善

安中市市営住宅長寿命化計画にもとづき、入居者の住み替え時期などを考慮しながら、バリアフリー化※をはじめとする改善を行い、住環境の向上と長寿命化を図ります。

また、住戸の集約化などにより発生する土地については、周辺の土地利用計画との整合を図りながらその活用方法を研究していきます。

3. 生活環境の整備

【1】上水道の整備

現況と課題

- 水道事業では、常に安全で安心できる水道水の安定供給を図ることが求められており、現在、本市では生活用水および工場用水などの水需要に対応するため、県営「増田川ダム」に新規水源を求め、水道施設整備を進めています。
- 本市の上水道は、高度経済成長期に集中的に整備した施設が今後更新の時期を迎えることから、適切な維持管理を行い、計画的に更新時期を調整していく必要があります。また、既設三水源が碓氷川系に集中していることから、水源環境対策や水質管理体制の充実、浄水施設整備や配水管網整備などを推進するとともに、市民にその必要性について、わかりやすく情報を公表していくことが必要となっています。
- 今後も効率的な水道事業を行っていくために、「地域水道ビジョン」に示した中期的な経営計画に沿って計画的に事業を展開していくことが必要です。

施策の目標

日常生活に欠かすことができないライフラインであることから、節水意識の啓発に努め、将来にわたり安全で安心できる良質な水の安定した確保・供給を目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
石綿セメント管残存距離及び残存率（％）	9,640m (1.78%)	84m (0.02%)

施策展開の方向

（１）計画的な水道事業

水需要の動向を踏まえながら、地域水道ビジョンに沿った施策を展開し、将来にわたり安全で安心できる良質な水の安定した確保を目指して水道事業を推進します。

また、水資源の大切さについて、市民の理解を深めるとともに、節水や合理的な使用を促進するための啓発に努めます。

（２）水道施設の整備・更新

水量の安定と水質の安全性を確保するため、浄水施設整備や配水管網の整備、老朽化した管や石綿セメント管の更新、浄水施設等の耐震化などを行います。

（３）水質保全

安全で安心できる水道水の供給には水質検査の正確性、信頼性が求められるため、浄水場における表流水の濁りや有害物質流入への対応を引き続き行うとともに、緊急事態に備えて対応ができるよう訓練を行い、常に水道水の安全性を確保します。

【2】下水道の整備

現況と課題

- 下水道事業は、その目的である公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全のために大きな役割を果たし、快適な生活環境づくりに貢献しています。そして、下水道の整備状況は、その自治体の生活レベルや住みやすさを計る一つの指標として使われてきました。
- 現在、本市の下水道普及率は国や県の平均を大きく下回っており、計画区域外からの下水道接続の要望も増加しています。既存の下水道についても、当初の建設から 25 年余り経過しており、耐用年数内であっても管渠※の老朽化・腐食による障害や陥没の危険が懸念されるため、維持管理が必要です。また、下水管渠へ流入する不明水の原因解明とその対策が必要となっています。
- 下水道整備には莫大な費用がかかるため、本市の財政に大きな負担となっています。今後、効率的な整備を心掛け、長期的な展望を持って計画的に進めなければなりません。当初の計画時と現在では人口・住宅の立地など地域の状況が変わったため、本市が許可されている整備面積 1,000ha のうち、人口推移による計画区域の変更・調整が必要となっています。

施策の目標

下水道は、快適な生活環境を創出するうえで重要な基盤であることから、市民に対する事業の周知を進めながら、計画的に整備を進めていきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
下水道普及率	27.4%	37.8%

施策展開の方向

（１）計画的な下水道事業

現在の下水道認可区域については、平成 27 年度までの整備完了を目指します。その後も事業効果が十分出るよう検討しながら、事業計画を見直し、計画的な下水道整備を実施していきます。

また、今後重要性を増す整備済み施設の維持管理については、管渠※のテレビカメラ調査などを計画的に行うなどの方策を採り、下水道施設の安全・安心を保ちます。

（２）下水道事業の周知

事業の推進と下水道への加入促進にあたっては、市民の理解が不可欠であるため、下水道事業の大切さを、広報紙などを利用して適宜PRを行い、市民の理解を深めます。

【3】公園・緑地の整備

現況と課題

- 公園や緑地は、市民がスポーツや余暇活動などを楽しんだり、心のやすらぎを得たりする場としてだけでなく、災害発生時の避難場所等として防災面での機能も有しています。
- 本市には都市計画公園が 11 カ所、都市計画緑地が 2 カ所あるほか公園、広場などが多数あります。西毛総合運動公園、後閑城址公園など、個性のあるテーマ性の高い施設もありますが、今後はさらなる機能向上などにより、既存公園の有効活用が求められています。
- 身近な公園や緑地の確保・整備に力を入れてほしいとの市民の声も多く、計画段階からの市民参加を促し、自然資源を活かしながら、計画的に整備していく必要があります。また、市民の自主的な維持管理活動などを通して、市民との協働により、適切な管理運営をしていく必要があります。

施策の目標

市民が憩いの場として安全・快適に利用できるよう、公園・広場の充実を図るとともに、市民と行政との協働による維持管理を推進し、愛着の持てる公園づくりを進めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
都市計画区域内市民一人当たりの都市公園面積	7.54 m ²	8.04 m ²

施策展開の方向

（１）魅力ある公園・広場の整備

公園・広場などを計画的に整備し、市民が自然にふれあう場、コミュニティの場として活用していきます。

日常的に多くの人が集まる公共施設や駅、温泉施設周辺では、人々の交流が育まれるよう、地域特性を活かした魅力的な公園・広場の整備を行います。

さらには、災害時における避難場所ともなるよう、市街地における公園の配置バランスを取りながら、整備を行います。

（２）緑地の創出

良好な緑を保全しながら、地域の特性を活かした魅力的な公園・広場を計画的に整備し、美しい景観づくりとしての緑地の創出を推進します。

（３）市民との協働による公園整備

市民参加による身近な公園づくりに向け、地域ニーズに沿った公園づくりを進めるとともに、市民との協働※を一層推進し、適切な管理運営を図ります。

【4】環境対策

現況と課題

- 経済発展を至上とした人間の活動は、環境負荷の著しい増大をもたらし、地球規模での環境問題を引き起こしてきました。本市では、平成 22 年度に「安中市環境基本計画」の見直しおよび「安中市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球環境の保全に向け計画的な取り組みを推進しています。
- 環境保全については、環境美化運動などを通じて市民の意識の向上を図るとともに、ポイ捨て等防止標語の電光掲示板の設置、不法投棄防止や犬のフン害防止の看板を設置することで、広く周知・啓発を行っています。特に不法投棄対策としては、市民の協力を得ながら関係機関と連携して対処しています。
- 地球温暖化対策としては、国による取り組みが進められていますが、東日本大震災の発生以来、エネルギーに関する関心が高まっていることから、市民一人ひとりや、企業、行政がさらなる対策を取っていく必要があります。

施策の目標

市民・事業者・行政の連携協力のもと、環境保全対策や地球温暖化対策を進め、市民にとって暮らしやすい環境をいつまでも守っていきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
住宅用太陽光発電システム設置補助金交付件数	140 件	240 件

施策展開の方向

（１）環境の保全・市民意識の啓発

環境基本条例※および環境基本計画にもとづき、環境保全の施策を計画的に推進していきます。

市民や事業者に、環境美化運動や地域清掃活動への参加を促し、市民・事業者の環境意識の向上を図ります。

不法投棄に対しては、市民・事業者・行政の連携協力のもと、監視体制の徹底や重点地区への定期的な対応、広報による啓発活動など抑止体制の強化を図ります。

（２）地球温暖化防止対策

地球温暖化対策実行計画にもとづき、地球環境保全のための取り組みを計画的・総合的に推進します。

家庭や企業において、省エネ行動による電気などのエネルギー消費の抑制、ごみの減量化による、処理に係る二酸化炭素排出量の削減および太陽光、太陽熱などの自然エネルギーの活用を普及・啓発、推進します。

また、アイドリングストップ※など、エコドライブの実践や公用車の低公害・省エネルギー車への買い換え、太陽光などの利用による公共施設への新エネルギー導入などを検討します。

（３）墓苑

周辺環境が良く取得しやすい市営霊園墓地の整備を検討します。また、すみれヶ丘聖苑の適正な維持管理に努めていきます。

【5】衛生対策

現況と課題

- わが国は過去、大量生産・大量消費によって経済発展を成し遂げてきましたが、一方では、ごみ問題の発生という深刻な社会問題を引き起こしてきました。こうした問題に対応するため、ごみの減量化・再資源化に努め、環境に優しい資源循環型社会を確立することが求められています。
- 一般廃棄物の処理は市の責務です。本市では、可燃ごみ等は焼却して中間処理を行い、粗大ごみ等は破碎・選別し、鉄類、アルミ類は再資源化処理を行っています。また、し尿・浄化槽汚泥等は高負荷脱窒素処理・高度処理を施し適正に河川へ放流しています。一般廃棄物処理施設は、設備・機器・部材が高温多湿、腐食性空間にさらされているため、摩耗し易く耐用年数が短い特性があります。このため、ストックマネジメント※の考え方を導入し、適正な運転管理と毎年の定期点検整備や適時の延命化対策を講じて施設の長寿命化を図る必要があります。
- 一般廃棄物の処分については、平成 14 年 4 月以降、焼却灰等を民間の一般廃棄物最終処分場へ搬出し委託処分していることから、今後、新たに本市施設の建設を検討する必要があります。
- ごみの減量化・再資源化の推進のため、資源ごみである新聞、雑誌（雑がみを含む）、ダンボールおよび紙パックなどの集団回収に各地区で取り組み、再資源化しています。しかしながら、資源として再利用可能なものまでがごみとして出されていたりする例もいまだにみられることから、ごみを分別する手間が新たな負担とならず、市民が協力しやすいような収集方法を検討する必要があります。
- 下水道が整備されていない地域では、生活雑排水が未処理のまま排出されることも多く、河川などの水質を悪化させる原因となっています。

施策の目標

市民の理解を深めながら、ごみの減量化と再資源化に取り組む一方、ごみやし尿などの適切な収集・処理を進め、市民が清潔で快適な暮らしを営めるよう努めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
ごみのリサイクル率	12%	22%

施策展開の方向

（１）ごみ・し尿処理

ごみ処理施設については、性能水準を維持しつつ耐用年数の延伸を図り、ごみ・粗大ごみ等を効率的かつ適正に処理するため、予防保全の観点に立ち、施設の基幹改良整備を計画的に進めていきます。また、し尿処理施設については、増加傾向にある浄化槽汚泥に即応した機能充実を行い二酸化炭素排出量削減を見据えながら耐用年数の延伸を図り、し尿・汚泥等を効率的かつ適正に処理するため、基幹改良整備を計画的に進めていきます。

（２）ごみの減量化・資源の再利用

ごみの減量化やリサイクル※について、市民に対するさらなる周知・啓発を図り、分別収集の細分化や３Ｒ※活動の推進、不要品などの再利用促進活動を行います。

また、粗大ごみ、プラスチック類、紙類などについても再資源化を進めるほか、リサイクルセンターの整備を検討します。

（３）廃棄物の適正な収集・処理

市民の理解と協力を得ながら、ごみステーションによる適正な収集体制の実現に努めます。

また、ごみステーションで収集しない粗大ごみや、処理が困難なごみの収集・処理については、受け入れ施設の整備または広域処理などを検討します。

（４）汚水処理

公共下水道計画区域以外の汚水処理については、合併処理浄化槽（市町村設置型を含む）、農業集落排水など、整備の必要性・方向性を検討しながら地域の実情に沿った整備を図っていきます。

4. 安全な市民生活の確保

【1】防犯対策

現況と課題

- 近年、犯罪の凶悪化・多様化が進み、特に子どもや高齢者を狙った犯罪が目立つようになってきています。
- 本市では、犯罪のない安全・安心な地域社会の実現に向け、市民が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、平成 18 年 9 月に「安中市安全なまちづくり条例」を制定し、併せて「安中市安全なまちづくり推進協議会」を設置し、さまざまな活動を進めています。
- 本市における刑法犯認知件数はここ数年減少傾向にあるものの、犯罪を未然に防ぎ、犯罪が発生した場合に適切かつ迅速に対処するためには、警察、行政、市民、団体、事業者などが一体となった取り組みが求められます。今後は、防犯意識の高揚を図るための啓発、広報活動をはじめ、安全なまちづくりに寄与する環境の整備などを推進するため、関係機関と連携した取り組みを強化していく必要があります。

施策の目標

市民を犯罪から守るため、警察および関係団体との連携のもとに防犯対策を推進し、犯罪を未然に防ぐ地域環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
刑法犯認知件数	416 件	380 件

施策展開の方向

（１）防犯意識の高揚

警察、安中市防犯協会などの関係機関と協力し、「県民防犯の日」の周知徹底や、県民防犯運動をはじめとした各種防犯運動の積極的な展開により、市民の防犯意識の高揚を図ります。

また、防犯講座・防犯機器展示の実施、チラシ・リーフレットなどの配布や、県・警察ホームページの防犯情報の効果的な活用により、安全なまちづくりに関する啓発・広報活動を推進します。

（２）防犯活動の推進

さまざまな犯罪、事故などの未然防止に向け、各地区防犯協会および自主防犯組織の充実・拡大を図り、指導助言、その他必要な支援を行います。

また、青色回転灯装備車両および自主防犯組織による防犯パトロールの実施など、地域・職域防犯団体との連携を強化し、地域の実情に即した地域ぐるみの防犯活動を促進します。

さらには、学校、通学路などにおける児童・生徒の安全を確保するため、通学路の安全点検と危険箇所の改善、「子ども安全協力の家」の周知徹底と活用を図るなど、学校安全体制の整備を支援します。

（３）地域防犯環境の整備

犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場や住宅などの環境整備に努めるほか、地域と連携して防犯灯の設置を進め、LED 防犯灯の導入も検討するなど、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。

また、青少年の健全育成のために、家庭・地域・学校などと連携し、非行防止や有害環境の浄化などの取り組みを強化し、麻薬、覚醒剤、シンナーなどの薬物乱用防止活動や、暴走族を許さない環境づくりに努めます。

さらには、安中市暴力排除推進協議会の活動のもと、市民の暴力排除意識の向上を図り、「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」の三ない運動を実践することにより、暴力のない安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、新たに制定した「暴力団排除条例」に基づいた取り組みを進めます。

【2】交通安全対策

現況と課題

- 本市の交通事故による死傷者数は平成 18 年度に減少したものの、依然として高い水準にあります。近年の交通事故は、自動車保有台数および運転免許保有者の増加、高齢者などの運転者層の多様化、道路交通環境の悪化などによるものと考えられます。
- 市内の交通事故の 30%（平成 24 年 4 月 1 日現在）が交通量の多い国道 18 号で発生しており、国道の交通環境の改善が望まれているほか、県道および市道における歩行者の安全確保が重要な課題となっています。
- このような状況から、今後も安中市交通安全条例にのっとり、関係機関とも協調しながら、優先的に県道および市道幹線道路の道路幅員の拡幅、歩道の整備、危険箇所の道路改良および夜間照明灯の設置など、交通安全施設の整備を進めていく必要があります。また、市民一人ひとりの交通安全に対する意識の高まりを促すなど、交通安全対策を強力かつ総合的に推進しなければなりません。

施策の目標

市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関や団体との連携を強化し、交通事故を未然に防ぐ環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
交通事故（人身事故）発生件数	525 件	450 件

施策展開の方向

（１）交通安全意識の高揚

市民への交通安全思想の普及徹底、交通安全意識の高揚を図るため、市・警察、交通安全協会などが中心となり、あらゆる機会を通じて、積極的に交通安全運動を推進します。

また、交通指導員※により、市民の交通安全確保のため街頭活動を実施し、児童・生徒、園児の通学、通園時における保護・誘導をはじめ、歩行者、自転車利用者に対する指導を推進します。

（２）交通安全活動の推進

交通安全に係る関係機関・団体相互の各種情報の提供、集約等連絡協力体制の確立を図り、警察、県、市、民間団体などによる官民一体となった交通安全活動推進体制を一層強化し、交通安全活動の展開を図ります。

（３）交通安全環境の整備

歩行者、自転車利用者に対する安全確保のため、道路幅員の拡幅、歩道などの設置を主要幹線道路から優先的に実施するとともに、児童・生徒、園児の通学・通園対策としてスクールゾーンや通学路などの見直し、拡充を図ります。

また、信号機、道路標示、道路反射鏡の設置、ガードレールなど防護柵の整備などを継続し、交通環境の変化や地区の特性に対応した施設の整備に努めます。

さらには、安全な道路交通環境の整備を図るため、市道の整備を推進するとともに、山間部などにおいては、落石防護柵などの施設の整備を図ります。

【3】防災対策

現況と課題

- 本市は大規模な自然災害が少ない地域ですが、近年、地震や豪雨などの自然災害による被害が全国各地で相次ぎ、また平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は多くの人々に自然の脅威を見せつけ、防災に対する市民の関心が高まっています。
- 突発的な災害に対して被害を最小限に抑えられるよう、災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、防災に関する各種施策を積極的に推進しなければなりません。特に、施策を進める上で、従来の「防災」の観点に加え、「減災」の観点を考慮していく必要性があります。さらに災害時における正確かつ迅速な情報の伝達・収集体制の強化、保健・医療・衛生体制の整備など災害対策を総合的に進め、危機管理体制の充実を図る必要があります。
- また、防災においては、公助だけでなく共助、自助の果たす役割が極めて大きく、相互に協力、連携し災害による被害の未然防止、最小限化に取り組むことが大事です。そのためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という観点から、自主防災組織※の重要性を認識し、地域住民・行政・関係機関が連携した防災体制づくりが必要です。特に妊婦、乳幼児、高齢者や身体障害者などの災害時要援護者の避難支援においては、地域住民と行政の協働※が欠かせません。

施策の目標

「自分たちの地域は自分たちで守る」という観点から、「安中市地域防災計画※」にもとづき、市民・行政・関係機関の連携による防災体制づくりを進め、災害に強いまちを目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
自主防災組織率	3.2%	100%

施策展開の方向

（１）防災意識の高揚

防災においては、公助だけでなく自助・共助の果たす役割が極めて大きいことから、防災訓練などの活動支援や出前講座の開催などを通じ、市民の防災意識の高揚を図ります。防災訓練は実践的な内容で行うことで、発災時に効果的な活動支援を行います。

また、洪水・土砂災害・地震による被害を想定したハザードマップを作成し、市民への危険箇所の周知と防災意識の向上を進めます。

（２）地域防災力の向上

災害時の避難住民の誘導や被災者の救援には地域住民の力が不可欠であるため、日常的な教育、福祉、環境美化などの地域社会活動と組み合わせた、継続性のある自主防災活動の推進を図り、地域や職場における自主防災組織※の設立を促進します。同時に、自主防災組織を中心とした避難所運営手法の検討、災害時要援護者への対応手法の検討を進めます。

（３）防災体制の強化

①災害に強い都市基盤の整備

地震、洪水などの被害を想定し、構造物などの安全性を高め、被害の軽減を図ります。特に、病院、学校などの公共施設については、建築物の耐震改修の促進に関する法律にもとづき、耐震性の向上に努めます。

また、国・県の協力を得ながら、土砂災害危険箇所の安全対策をはじめとした治山、砂防事業の推進や、洪水被害の未然防止のための河川改修などの着実な整備に努めます。

②災害対応力の充実強化

防災行政無線の充実などにより、緊急時の警戒避難体制の強化と併せ、情報収集・伝達の効率化、信頼性の向上や情報の共有化を図ります。

また、円滑な避難救助活動などができるよう道路環境の改善に取り組むとともに、防火水槽や消火栓など消防水利の計画的な整備を進めます。

さらには、地域の消防・水防団員の確保・育成や消防団装備の充実に努め、水や食糧の備蓄、応急物資および防災資機材の確保・充実に取り組みます。また、放射能汚染・竜巻など

基本目標 1 うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

の幅広い災害へ向けた体制づくりの研究・検討を行い、適宜、防災会議などでの検討を行います。

③広域連携の強化

埼玉県桶川市や地域の事業所との災害協定などにもとづき、災害応急対策の協力・連携強化を図ります。

④復旧体制の確立

被災したライフライン※、住宅、公共施設などのハード面や被災者に対する生活支援などのソフト面の復旧・復興体制を確立します。

⑤国民保護計画※の推進

「安中市国民保護計画」に係る緊急時の措置を明確に示して、住民の避難・救援や武力攻撃災害への対処など市民の安全確保に努めます。

【4】消防・救急体制の充実

現況と課題

- 近年発生した東日本大震災のような大規模な災害や、火災・事故などから市民の命や財産、暮らしを守るため、消防・救急体制の充実強化に対する期待が高まっています。
- 本市の消防機関のうち消防本部及び消防署は、高崎市・安中市消防組合が担っており、安中消防署では、日常の訓練や装備の更新に努め、複雑化・多様化する災害、救急業務などに対応しています。
- 一方、消防機関のうち消防団については、消防団詰所、消防団車両を古いものから計画的に順次更新しています。また、団員の被雇用者の割合が高くなっているため、出場が必要な場合に対応できるよう、消防団員の人員確保などが必要となっています。また、消防団の充実とともに、自らの地域を守るための自主防災組織の充実も、今後の課題となっています。

施策の目標

市民の生命・財産を守るため、消防施設の更新・整備や、消防団など地域密着型の消防組織の充実などにより、消防救急体制の強化を目指します。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
消防団協力事業所数	0 事業所	25 事業所

施策展開の方向

（１）消防施設の更新・整備

火災、震災、洪水被害や救急業務などに備え、市民生活の安全を確保するため、消防団詰所、車両については更新年度や各地区のバランスを考慮しながら、引き続き、最先端の設備を充実させていきます。また防火水槽に関しては、大規模災害に備え、計画的に整備していきます。

（２）地域との連携による消防体制の整備

消防団員の確保に取り組むとともに、消防署や地域・職場における自主防災組織※、女性防火クラブなど地域との協力を得ながら、十分な消防活動ができる体制づくりに努めます。

また、火災を未然に防止するための予防査察を充実するとともに、市民に対する防火意識の高揚を図ります。

（３）救急体制の充実

救急患者の救命率向上を図るため、高規格救急車※の活用および医療機関との連携の強化など、装備の充実や救命対策の推進に努めます。また、適切な救命活動を行うため、救急救命士の計画的な養成、AED※の普及・点検や市民への講習会の実施などに努めます。

【5】公害防止

現況と課題

- これまで、企業等の大規模な産業活動による産業型公害が問題となっていました。近年では、市民の生活や経済活動によって生じる廃棄物や、生活排水などが原因である都市生活型公害も問題となっています。
- 本市では、環境基本法、群馬県の生活環境を保全する条例、安中市環境基本条例などにもとづき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭の防止に努めています。今後も関係機関との連携を図りながら、公害の発生を防ぎ、発生した問題に対しては適切に対応することが重要となっています。
- また、公害汚染地域の農用地については、公害防除特別土地改良事業により、公害汚染地域およびその周辺地域を含め、農用地としての機能を回復し、農業経営の安定、向上を図ることが必要です。

施策の目標

関係機関との連携のもとに、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下・悪臭・騒音・振動などの公害の防止に努め、暮らしやすい環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
苦情処理件数	167 件	110 件

施策展開の方向

（１）環境保全体制の強化

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などを未然に防止するため、調査を定期的を実施し、公害の予防に努めます。

（２）公害防止対策の推進

大気汚染物質の排出抑制、水質汚濁や土壌汚染、悪臭、騒音、振動などの防止に努めるとともに、苦情通報や連絡により、必要に応じて関係機関などと連絡を取り合い、発生源に対して、規制、監視、指導を実施し、解消または解決を図ります。

（３）公害防除特別土地改良事業

公害防除特別土地改良事業を実施して、公害汚染地域およびその周辺地域を含め、農用地としての機能を回復するよう、農業経営の安定、向上を図ります。

【6】消費者保護

現況と課題

- 消費者ニーズの多様化に伴い、新たな商品やインターネットなどを介したサービスが提供されるようになり、近年では、消費生活のあり方が劇的に変わりつつあります。
- このような変化の中で、悪質商法による被害は後を絶たず、消費者トラブルは多発し、その内容も多様化・複雑化しており、特に高齢者が狙われるケースが目立っています。
- 今後は、さまざまな消費者トラブルや被害の防止に向け、関係機関と連携を強化し、消費生活情報の収集・提供をはじめ、学習機会や相談体制の充実を図る必要があります。また、消費生活センターの機能強化を推進するとともに、自ら進んで知識を身につけ行動できる自立した消費者の育成に向け、啓発活動を展開していく必要があります。

施策の目標

消費者自らの意志と責任によって行動ができるよう市民の意識の向上を図りながら、相談体制などの充実を図り、消費者被害のない環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
消費生活相談件数	358 件	330 件

施策展開の方向

（１）消費者意識の向上

関係機関との連携を強化し、学校・地域・職域などにおいて幅広い年齢層を対象とした消費者教育を充実させ、消費者の意識啓発を図ります。

近年の悪質商法による消費者被害の防止のため、特に、高齢者や若年層に対しては、その特性を踏まえたきめ細かな情報提供や学習機会の充実に努めます。さらに、環境問題の重要性がますます高まるなか、環境に配慮した消費行動、消費生活の普及を推進します。

（２）消費生活相談体制の充実

消費者から数多く寄せられる苦情・相談などに対して、適切かつ迅速な対応ができるよう、国、県などの関係機関との連携を深めるとともに、消費生活専門相談員※の資質向上を図り、的確な指導・助言が行えるよう、相談体制の一層の充実に努めます。

（３）消費生活安定向上施策の推進

消費生活の安定向上を図るため、毎年市内数店舗において、家庭用品品質表示法および消費生活用製品安全法にもとづく立ち入り検査を実施するなど、繊維製品、電気機械器具などの品質表示の適正化、また、食品、医薬品、化粧品などの安全性の確保など、消費者保護に向けた取り組みの充実・強化を図ります。

5. 健康づくりの推進

【1】保健予防

現況と課題

- わが国は、世界一の水準の平均寿命を誇る長寿社会ですが、近年は高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病*が増加し、大きな問題となっています。このような中で、あらゆる世代が健やかに暮らせるように、食生活の改善と運動習慣の定着に向けた取り組みを強化して生活習慣病などの予防を図り、健康寿命の延伸を進めることが重要です。
- 本市では、健康づくりの推進、生活習慣病や三大死因の一つであるがんの予防などに向け、各種健康診査の受診しやすい体制を整備し、受診率の向上に取り組んでいます。
- 健康づくりは、個人や地域が主体的に取り組むことが大切であるため、市民が身近な場所で自ら健康づくりに取り組むことのできる環境をつくり出すとともに、今後は、地域で互いに支え合いながら、一人ひとりの健康を守る地域づくりをしていく必要があります。

施策の目標

健康増進計画「いきいき安中健康 21」にもとづいて、市民一人ひとりが主体的に取り組むことのできる予防を重視した健康づくりを進め、心身ともに健やかに生活を送ることのできる地域づくりを進めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
特定健康診査受診率	47.9%	60%

施策展開の方向

（１）健康づくりの推進

①地域で支える体制づくり

市民の健康づくりが活発に展開されるよう、安中市健康づくり推進協議会による検討を進めるとともに、安中市食生活改善推進員協議会、安中市母子保健連絡協議会などとの連携により、健康づくりを地域で総合的に支える体制づくりを一層進めていきます。

②生活習慣病の予防

生活習慣病*の効果的な予防を目指して、保健師、栄養士などにより、食生活の改善と運動習慣など生活習慣の基本的なあり方の意識啓発を図ります。また、関係機関と連携して、心身の健康を増進するための総合的な事業を進めます。

③歯の健康づくり

歯の健康づくりは健康を支える重要な要素であることから、引き続き「8020 運動*」を推進します。併せて、幼児から高齢者まで、関係機関の協力を得て、歯科健康教育、相談指導を充実させていきます。

④精神保健対策

一人ひとりが知識を深め、自分に合ったこころの健康づくりの実践をしていくために、個人のサポート体制と地域ぐるみの支援体制づくりを図ります。

（２）地域保健対策の推進

市民の健康の保持および増進に向け、保健師をはじめとする技術職員を計画的に確保するとともに、関係機関との連携や庁内体制の整備などによる健康危機管理体制の強化を図ります。

（３）恵みの湯の活用

市民の健康増進と地域間交流の促進を図るため、利用者のニーズの多様化にできるだけ対応し、施設および設備の計画的改修を進めていきます。

【2】疾病予防

現況と課題

- 超高齢社会^{*}の到来のなか、健やかに心豊かな生活を送るためには、疾病の予防や早期発見がますます重要になっています。
- 本市では、市民の健康相談、健康診査、人間ドック、各種検診、保健指導などを実施しているほか、有病者・予備群を減少させることを目標として、メタボリックシンドローム^{*}に着目した特定健診・特定保健指導を実施しています。
- 今後は、各種検診の受診率向上や、受診者に対する事後指導の徹底が重要な課題となっています。また、関係機関との連携を図りつつ、生活習慣病^{*}に対する認識を高め、疾病予防に取り組む必要があります。
- 子どもの心身の健全な育成のために、妊産婦や乳幼児に対する保健指導や健康診査を実施し、規則正しい生活習慣の獲得、育児不安への対応などを視野に入れた対策が重要な課題です。また、感染症のまん延を防ぐため、感染症の特性、予防方法などについて周知を図る必要があります。また、予防接種が有効な手段であるため、接種率の向上が必要です。

施策の目標

子どもから高齢者まで、だれもがいきいきと健やかな生活を送れるよう、母子保健対策・成人保健対策・感染症などの予防対策等を通じて、疾病から市民の健康を守ります。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
大腸がん検診受診率	20.1%	28%

施策展開の方向

（１）母子保健対策の推進

妊産婦および母子の健康の保持増進のため、両親学級などの開催により出産や育児に関する保健・行政情報、母親同士の交流の場を提供するとともに、家庭訪問などによる相談指導の充実を図ります。また、思春期育児体験学習などの事業を通じて、次世代を担う青少年の母子保健への理解を深めます。

このほか乳幼児健康診査を充実させ、相談体制や健康診査後の事後指導などの強化を図り、併せて、乳幼児期の健康や基本的生活習慣についての情報提供に努め、家庭の育児支援を進めます。

（２）成人保健対策

基本健康診査、各種がん検診などの受診率向上を図り、生活習慣病※の早期発見、早期治療、症状の進行防止や機能回復まで包括した保健医療サービス体制の整備を推進します。また、医師会、地域の各種団体などの連携による健康管理体制づくりを促進します。

（３）感染症などの予防対策

感染症の発生およびまん延防止のために予防接種を実施するとともに、その接種率の向上に努めます。特に結核対策については、健康診断を実施するとともに予防普及活動を進めます。このほか、新型インフルエンザ、食中毒予防についても、感染症等予防対策協議会などの取り組みにより対策を推進します。

【3】医療の充実

現況と課題

- 生活習慣病^{*}の増加などによる疾病構造の変化、医療技術の進歩・医療情報の普及に伴い、医療ニーズは多様化、高度化しています。医療サービスの向上はこれからますます重要となり、特に少子高齢社会の進展を背景として、地域の医療体制の充実や、救急医療の充実が必要とされているほか、保健福祉関係各機関との密接な連携が求められています。
- 本市には、公立碓氷病院など病院が5カ所、診療所が38カ所、歯科診療所が24カ所（平成24年3月31日現在）開設され、地域医療を担っています。一次医療は、市内の医療機関を中心に、日常生活に密着した保健サービスの提供と、かかりつけ医による初期医療を行い、市民生活を医療と保健の両面から支えています。
- 救急医療体制については、平日夜間の初期救急医療でさえ市内の医療機関で対応できる状況ではありません。休日については、碓氷安中医師会の協力の下で当番制が確立されていますが、二次救急医療は十分な受け入れ体制を確保できていません。
- 今後は、地域医療を支える在宅当番医制、病院群輪番制^{*}を維持するとともに、高度な医療との連携や災害時に備え、広域医療体制を一層強化する必要があります。また、地域唯一の自治体病院である公立碓氷病院については、改修を進め、地域の中核病院として市民ニーズに応えることが求められています。

施策の目標

地域における医療体制を整備するとともに、高度医療体制や救急医療体制の充実を図り、市民が安心して日常生活を営める環境づくりに努めます。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
公立碓氷病院の医師数（常勤換算）	17 人	19 人

施策展開の方向

（１）医療供給体制の整備

①地域医療体制の強化

関係団体と連携し、かかりつけ医の普及と定着を図ります。また、公立碓氷病院については、市民の医療需要に沿った医療体制を整備していきます。

このほか公立碓氷病院と診療所・病院などとの病診連携・病病連携の強化を図り、効果的な医療体制づくりを推進します。

②保健・福祉との連携強化

健診事業や介護保険事業を支援し、医療から介護・福祉に至るまで、関係機関との連携強化を図り包括的な医療に努めます。

（２）高度医療体制の充実

①医療サービスの向上強化とマンパワーの確保

高度な医療サービスを提供するため、高度医療機器や電子カルテなどを導入します。

また、疾患の多様化と患者数の増加に対応するため、医療ニーズに即した診療科の増設や、不足している医師・看護師などの確保に努めます。

②高度・専門医療の推進

がん治療など、高度な専門的な医療が提供できる体制の充実を図ります。

（３）公立碓氷病院の施設整備

市民に質の高い医療を提供するため、地域の中核的機能を有する基幹病院として、市民が安心して利用できるよう整備を進めます。

（４）救急医療の充実

行政、消防、その他関係機関との連携を図り、搬送・情報伝達の迅速性を確保できる救急医療体制を構築します。

6. 福祉の充実

【1】地域福祉の充実

現況と課題

- かつての伝統的な家庭や地域の助け合い関係が弱まる一方で、少子高齢化の進展によって福祉ニーズは増大しています。このため、地域におけるさまざまな福祉問題について、行政と連携しながら、地域住民自身が解決方法を考え、自ら実行するなかで、福祉の増進を図る「地域福祉」の重要性が増しています。
- 現在、本市では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアやNPO※団体などが中心となって福祉活動を行っています。
- 今後は、さまざまな機会を通じて、市民の福祉意識の向上を図りながら、自主的な福祉活動を支援していくことが必要です。また、地域住民や各種地域福祉団体との連携・協力によって、子どもや障害者、高齢者などを見守る地域福祉ネットワークを構築していくことが求められます。

施策の目標

高齢者や障害者、子どもと大人、外国籍の人、男女それぞれの違いを超えて、すべての市民が暮らしやすくなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザイン※の考え方にもとづいて、総合的な地域福祉サービスの確立に努め、ともに生きるまちづくりに取り組みます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
ボランティアセンター登録者数	2,089 人	2,400 人

施策展開の方向

（１）地域での支え合い意識の高揚

市民がともに支え合う社会の実現を目指して、市民の福祉に対する理解と関心を高め、だれもが地域福祉の担い手となって、交流活動やボランティア※活動に参加していけるような機運の醸成に努めます。

（２）地域福祉体制の充実

地域福祉における市民と行政の重要なつなぎ手として、民生委員・児童委員の活動を積極的に推進するとともに、「災害時における一人も見逃さない運動」や「ひとり暮らし高齢者への声かけ運動」など、地域住民の協力のもとに、子どもや高齢者を犯罪や災害から守るための見守り体制をつくります。

（３）担い手の育成・確保

各種地域福祉団体の活動活性化を図る一方、子どもから高齢者まで新たにボランティア※活動をはじめの人を対象とした活動マニュアルの作成やボランティア育成講座などの開催により、担い手の育成・確保に努めます。

【2】高齢者福祉の充実

現況と課題

- わが国の 65 歳以上の高齢者人口は、総人口の 23.3%に達し（平成 23 年 10 月 1 日現在）、世界のいずれの国も経験したことの無い超高齢社会※を迎えています。介護ニーズが増大する一方で、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、保健福祉サービスなどを組み合わせた支援の重要性が高まっています。
- 本市の平成 24 年 4 月 1 日現在の 65 歳以上高齢者人口は 17,278 人で、年々増加の一途をたどっています。高齢者福祉サービスによる介護や日常生活支援に加えて、多くの高齢者は介護を必要としていないことから、老人クラブやシルバー人材センター、老人福祉センターなど、高齢者が地域で活動しやすい機会や場を提供しています。
- 今後は、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進し、高齢者が社会の一員としての役割を持って暮らせる明るい高齢社会を築いていくことが重要で、高齢者のニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉、介護に係わる関係機関や関係者、そして地域における福祉団体などとの連携と協力により各種施策を推進していく必要があります。

施策の目標

高齢者がいつまでもいきいきと生活できるよう、活動の機会や場を充実し地域社会への参加を促していきながら、在宅福祉サービスなどの充実を図っていきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
介護を必要とする高齢者の割合	15.4%	16.6%

施策展開の方向

（１）生きがい支援の推進

①高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定

各種施策・事業などの実態調査や、社会情勢などを踏まえて計画の見直しを行い、（仮称）第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

②高齢者の社会参加活動と生きがい対策の充実

高齢者が長年培ってきた豊かな知識・経験・技能などを積極的に活用できるような場や機会を拡充します。また、高齢者が生きがいを持って地域社会で活躍できるよう、生涯学習活動への参加促進、老人クラブや各種サークルなどの活動支援、シルバー人材の育成および活用、老人福祉センターの利用促進など、高齢者の社会参画を促進します。

③相談・指導活動の充実

地域包括支援センター※の機能強化、出前講座・広報紙などによる相談や高齢者支援に関する制度の啓発活動を充実します。

（２）在宅福祉サービスの充実

①介護保険給付の適正化

介護保険サービスの利用者の保護や質的な向上を図るため、対象者やサービスの的確な把握を行い、給付の適正化に努めます。

②高齢者の在宅生活支援・介護予防の推進

ひとり暮らし高齢者などへの支援、自立した生活を支えるサービスの推進、介護予防教室などの介護予防事業の充実を図ります。また、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの地域支援事業の充実、利用方法の簡素化など在宅生活支援制度の利用促進、ひとり暮らしや高齢者世帯を地域で見守るネットワークの充実に努めます。

③地域密着型在宅福祉サービスの充実

高齢者が安心して在宅で能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、要介護状態が進んでもなるべく住み慣れた地域を離れずに介護サービスを受けながら安心して暮らすことのできる環境づくりを進めます。

（３）施設福祉サービスの充実

①介護相談員派遣等

基本目標2 いつまでも健康に暮らせるまちづくり

施設入所者の不満・不安の解消と介護サービスの質的な向上を図るため、介護相談員※の派遣による相談体制の充実を図ります。

②高齢者福祉施設の整備充実

増大する福祉需要に対応するため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画にもとづき老人福祉施設などの整備・充実に努めます。

③地域密着型施設福祉サービスの充実

介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で介護サービスが受けられる小規模な施設整備について、生活圏域ごとの調整を図りながら進めていきます。

【3】障害者（児）福祉の充実

現況と課題

- 平成25年4月より、これまでの障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が施行されることになりました。身体、知的、精神障害という障害種別を問わず、サービスの仕組みの違いを一元化するなど大きな方向性は変わりませんが、制度の谷間に置かれていた特定疾患患者などを障害者の範囲に含め、また、重度訪問介護の対象枠拡大などの新たな施策を盛り込んでいます。国では引き続き検討を進めています。
- 本市の平成24年4月1日現在における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳が2,419人、療育手帳（知的障害）が380人、精神障害者保健福祉手帳が243人となっています。今後は、重度の障害者の増加、障害者の高齢化もみられるなか、すべての障害者（児）が個人として尊重され、社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるような、ノーマライゼーション※社会を実現していく必要があります。
- 障害者が地域で安定した暮らしを確保するためには、行政、民生委員・児童委員、ボランティア※団体、関係機関などが連携して、健康対策、自立と主体的な社会参加、生活環境の整備を推進する必要があります。このほか、福祉施設等での作業から一般就労への移行や、施設の入所者および退院可能精神障害者の地域生活への移行に向けた取り組みが求められています。

施策の目標

“ノーマライゼーション※”の理念にもとづき、市民一人ひとりの理解と支え合いを進めながら、障害者がその人らしく地域で暮らせる環境づくりを進めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
在宅サービスのべ利用者数	4,206人	7,500人

施策展開の方向

（１）ノーマライゼーションの浸透

障害のある人が、市民として当たり前に生活することのできる地域づくりを実現するため、“ノーマライゼーション※”の理念について、広く市民の理解と共感を得ていくための活動を推進します。

（２）障害者福祉サービスの充実

①在宅サービスと家族支援の重視

重度の障害者でも自宅や地域で自立した生活を送れるよう、きめ細かい在宅サービスの充実と併せ、グループホーム※をはじめとする小規模な生活場所の確保を強く推進していきます。また、日常生活上の負担が大きい家族に対する支援を重視した施策の充実を図ります。

②利用者本意のサービス利用体制の確立

障害者自らが自分の生活に必要なサービスを選択・決定していけるよう、相談支援や権利擁護の体制の充実など、自己決定を基本にした利用者本意のサービス利用体制の整備を図ります。

③サービスの総合化

障害者が地域で自立した生活を送るために、医療・保健・福祉・雇用・教育・住宅など生活全般にわたる総合的な支援を行います。また、こうした支援策が効率的、かつ効果的に機能するよう、関係機関の連携を図るとともに、相談から情報提供、サービス提供まで一貫して対応できる体制の整備を図ります。

（３）社会参加・就労支援の充実

地域との関わりを持てるような余暇活動の場の確保など、社会参加の機会の充実に努めます。また、就業訓練を行う社会福祉施設の充実およびハローワークとの連携、企業への働きかけなどによって障害者の就労を支援します。

【4】児童福祉・母(父)子福祉の充実

現況と課題

- 核家族化や共働き世帯の増加、近所付き合いの希薄化など、子育て環境が変化するなかで、保育ニーズはますます多様化しています。また、子どもへの虐待が社会問題となっており、対策が求められています。
- 本市には、市立保育園3園、私立保育園13園が運営されています。現状では、待機児童はいませんが、保護者の保育ニーズに応じて、延長保育・一時保育・休日保育・障害児保育・病後児保育などの特別保育事業を継続、充実していくことが重要です。また、市立保育園については、築後30年以上が経過しており、早急な建て替えが必要になってきています。学童保育は、市内に16カ所あり約400名以上の児童が利用しており、未設置地区の解消が課題となっています。
- 幼保一体化※について、本市においては、いそべこども園が県知事の認定を得て、平成23年度より認定こども園となっています。
- 今後は、家庭や子育てと仕事の両立に向けた支援をはじめとして、多様な保育サービスの提供、経済的支援など、子育て全体に対する支援の充実が求められます。さらには、子どもの遊び場として、児童館など児童厚生施設の設置が要望されていることから、整備を検討する必要があります。また、児童虐待の防止に向けて、関係機関との連携を図りながら、早期の対応を進めていく必要があります。

施策の目標

保育サービスの充実や、子育て家庭の支援を通じ、“子育てするなら安中市”という地域の中で安心して子育てできる環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
特別保育実施数	20 事業	26 事業

施策展開の方向

（１）保育サービスの充実

①保育園などの充実

保育ニーズの多様化に対応するため、今後の需要を検討しながら、延長保育や休日保育、一時保育、病後児保育など、公立、私立保育園での保育の充実に努めます。また、安全な保育環境づくりに努め、老朽化が進む市立保育園については早急な建て替えを進めます。

なお、幼保一体化※については、今後、国等の動向を踏まえながら検討していきます。

②学童保育の充実

未設置地区の解消を目標として、国の動向を踏まえ開設時間などの変更を検討します。

（２）子育て家庭への支援

①ひとり親家庭への支援

教育訓練給付事業、高等技能訓練促進費事業などの支援を行い、ひとり親家庭の経済的自立等を援助していきます。

②児童館などの整備

児童館と子育て支援センター※、学童クラブなどとの事業の兼ね合いを考慮し、利用状況を把握しながら整備充実に努めていきます。また、児童の健全育成を図るため、子育て支援センターなどを充実させ親の育児力向上を図ります。

（３）子どもへの虐待防止対策の強化

子どもを虐待から守るため、家庭や学校、地域など社会全体の理解と関心を深め、虐待が疑われる場合は、早急に児童相談所に連絡、相談するなど、早期発見と早期対応に取り組みます。

家庭児童相談室については、市民がいつでも安心して相談できるよう、環境の整備や職員体制の充実に努めるとともに、市民への周知を行い、相談室の活用を促進します。

また、要保護児童については、要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所とも連携を取りながら対応を進めていきます。

【5】社会保障の充実

現況と課題

- わが国の社会経済情勢が大きく変化するなかで、安定した暮らしを守るために、社会保障の充実と安定化が重要となっています。国では、社会保障と税の一体改革を進めており、こうした国の動向を見据えながら、適切な運営に取り組む必要があります。
- 高齢化に伴う医療費や介護給付費の増大、国民年金の未加入者や保険料未納者の増加、所得格差や景気低迷による生活保護世帯の増加などが社会問題となっており、社会保障制度を持続することが困難となっています。また、本市における平成24年の生活保護の状況は、226世帯280人が保護を受け、保護率は、人口1,000人あたり4.6人と群馬県平均の6.7人を下回っています。
- 今後は、医療費や介護給付費の伸びを抑えるための健康の維持増進、介護予防対策の推進に加えて、若年層への国民年金制度の周知や、生活保護制度による生活困窮者の自立支援など、セーフティネットとしての社会保障制度^{*}の充実と適正な運営が必要です。

施策の目標

市民が安心して生活できるよう、国民健康保険制度・国民年金制度・介護保険制度などの周知に努めながら、制度の適正な運用に努めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
国民健康保険税収納率	91.04%	92.50%

施策展開の方向

（１）国民健康保険の健全な運営

国民健康保険制度の意義について周知・啓発に努め、国保税の納付を促します。また、生活習慣病※の予防を図り、中長期的な医療費の伸びの適正化を図ります。

（２）国民年金制度の推進

国民年金制度への正しい理解と不安解消を図るため、広報活動により制度の周知・啓発を図り、国民年金への加入および保険料の納入を促し、年金受給権の確保に努めます。

（３）介護保険制度の適正な運営

介護保険制度※を将来にわたり安定的に継続できるよう、認定や給付の適正化、重点化を進め、介護保険財政の安定化を図ります。また、保険料の収納対策については、滞納者数の縮減に向けて努力します。

さらに、既存の施設整備状況を踏まえて、適切な介護保険施設の整備促進を図ります。

（４）低所得者への支援

低所得者の経済的な自立を図り、要保護者の適正な保護を実施するために、扶養義務者や関係先調査の徹底に努めながら、民生委員・児童委員や関係機関と協調し、相談・助言体制の充実に努めます。

また、被保護者の自立のため、公共職業安定所との連携を強化し就労指導などの支援を行うほか、医療機関や介護機関との連携を図り適切な助言・指導を行います。

【6】人権擁護

現況と課題

- 21世紀は「人権の世紀」とあるといわれ、既に10年以上が経ちました。しかし、いまだ、子どもへの虐待、いじめ、ドメスティック・バイオレンス、高齢者や障害者（児）の権利擁護など、人権に関する新たな問題・課題が数多くあります。人権問題は差別や偏見に関する理解や認識の不足に由来することが大きく、あらゆる機会を通じて、人権意識の向上を図ることが必要です。
- 本市には、市民の福祉および人権の向上を図るため、地域住民に対して生活上のさまざまな相談対応や各種事業を実施することを目的に隣保館（ゆうあい館・光陽館）が設置されています。地域のコミュニティセンターとして交流の場となっているほか、同和問題の相談や差別意識を解消するための重要な役割を担っています。
- 隣保館の利用者は年々増加していますが、今後は、若い世代や男性など新たな参加者が見込めるよう、ニーズに合わせた取り組みが必要となります。また、人権啓発のための取り組みも充実していく必要があります。

施策の目標

市民だれもが、自己の実現に向けてその人らしく努力していける環境づくりに向け、人権意識の啓発・高揚などを通じ、人権思想の普及に努めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
人権教育・啓発講演会への参加人数	581 人	670 人

施策展開の方向

（１）人権意識の啓発、高揚

差別や偏見、いじめ、虐待などさまざまな人権問題に対する理解を深められるよう、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる場面での人権教育・啓発に努めます。また、人権尊重の思想を広く普及させていくため、関係機関、団体、人権擁護委員との連携を強めていきます。

（２）同和対策の推進

人権啓発のための事業を充実しながら、コミュニティセンターとして活用するなど、時代に合わせた隣保館の利用を推進します。また、住宅新築資金等貸付事業では、関係者の理解を得ながら償還に重点を置き、未納解消に努めます。

7. 生涯を通じての学習の推進

【1】生涯学習の基盤整備

現況と課題

- 心の豊かさを求める近年の傾向や、余暇時間の増大などを背景として、人々の学ぶことへの意欲が高まっています。国は、『生涯学習とは、学校において行われている学習のみならず、地域・社会で行われている学習をも含んだ包括的な概念』としたうえで、学校教育・社会教育などの教育システム全体を総合的に見直しています。
- 本市では、生涯学習の拠点として公民館などの充実に努め、学習指導体制の整備を図ってきましたが、施設の老朽化、新しい学習要望に対応する施設の拡充、機能の充実などが求められています。さらに「学社連携事業」の充実のため、地域の学校教育施設と社会教育施設の相互協力が目指されていることから、より一層の学校施設の開放が望まれています。
- 生涯学習の担い手としては、学校教育と社会教育の人的資源の結合を図るなど、指導者の養成・確保が必要であり、14 地域の生涯学習運営委員会などの一層の機能強化が必要となっています。

施策の目標

生涯学習推進の両輪となる学校教育と社会教育の連携・協調によって、生涯学習推進基盤の強化および推進体制の充実を図り、市民が生涯にわたり主体的に学び続けられる環境を整備します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
施設利用者数（文化センター管理運営施設）	276,600 人	279,600 人

施策展開の方向

（１）生涯学習推進基盤の強化

学校教育と社会教育の連携を図るための施設を整備します。学校施設は、一般開放を視野に入れた施設改修などを目指します。社会教育施設は、バリアフリー化※などの利用者の利便性向上を目的とした施設改修に努めます。また教育機関の拠点の創設を検討します。

（２）生涯学習推進体制の充実

生涯学習推進体制の充実のため、学習情報冊子の作成と紹介、施設間の情報のネットワーク化を進めるとともに、学習相談・支援業務を展開します。

また、生涯学習ボランティア※の育成を図るとともに、学校教育と社会教育の人的資源の結合に向け、技術や能力向上のための講習会・研修会・研究会などを実施します。

【2】社会教育の推進

現況と課題

- 人々の学習意欲の高まりとともに、社会教育に対するニーズも多様化しており、国は『人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができる』環境づくりを目指して、さまざまな取り組みを推進しています。
- 本市では、文化センター、文化会館、公民館、図書館などの社会教育施設を整備し、地域や歴史・文化などの学習機会を提供してきました。現在は、こうした施設の利便性向上、機能強化、施設充実などが求められており、市民への学習情報提供などにおいて情報の受発信の体制の整備などが望まれています。
- 市民の学習要望の多様化に応える講座など、学習機会の充実が望まれているなか、市民の自主的な学習活動の促進と発表の場の提供、学習情報提供ネットワークの構築が課題となっています。また、社会教育指導者などの育成、人材発掘活用などに努める必要があるほか、社会教育関係団体に対する支援も求められています。
- 家庭教育については、学ぶ機会の提供と参加しやすい時間や場所についての配慮、講座の充実などが求められています。また青少年教育については、青少年センターによる相談活動や、子ども会活動の支援などにより、地域の青少年を健やかに育成していくことが重要になっています。
- 成人教育については、地区公民館の成人を対象とした事業を実施していますが、今後は、幅広い市民の参加を得るため、開催時間などの見直しを検討する必要があります。さらに人権教育については、社会環境の変化に伴う現代のさまざまな人権問題への理解と、課題への対応が求められます。

施策の目標

生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができる環境づくりを目指し、市民の主体的な学習・発表機会の充実や、指導者の養成、相談体制の充実などに努めていきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
施設利用者数（生涯学習センター等主催事業）	53,000 人	55,000 人

施策展開の方向

（１）社会教育施設の充実

公民館をはじめとする各種社会教育施設および類似施設について、高齢者、障害者、外国籍の人なども利用しやすい施設づくりを進め、施設間のネットワークを整備するなど施設の充実を図ります。また、市内２カ所の図書館については、図書の実用とともに施設の改善を図ります。

（２）学習・発表機会の充実

公民館などの社会教育施設を連携させ学習プログラムを共有化するなど、学習・発表の機会の充実均衡を図り、利用者の利便性を向上させるとともに、地域の特色を活かした学習機会の充実に努めます。市ホームページや広報、施設だより、事業チラシなどを活用して情報の提供に取り組みます。

（３）社会教育指導者の育成

講座の開設、学校教育との連携、社会教育関係団体間の調整や事務処理など、指導的な役割を果たす社会教育指導者などの育成を図ります。

（４）社会教育関係団体育成と独自性の確保

生涯学習課が事務局を担っている団体について、自主的な市民団体として自立できるよう支援します。

（５）家庭教育の充実

家庭内における未成年者の各年代に応じた学習の機会を捉え、家庭教育カウンセリング講座などにより、家庭教育に関わる情報の提供を行い、相談・支援業務の充実を図ります。

（６）青少年教育の充実

補導員によるパトロールを、警察署や関係機関・団体などと連携して効果的に行います。青少年センターを健全育成の推進拠点とし、相談しやすい環境づくりなどにより、青少年教

育の充実を図ります。

（7）成人教育の充実

社会教育推進計画の世代別・事業別計画に基づき、年代に応じた学習計画に取り組みます。今後地域の担い手となる団塊世代のニーズに合った講座を増やすなど、学習者の要望に対応できるよう、資料や情報を収集・蓄積して情報の提供に努めます。また、団体・サークル間の交流を促進するため、活動分野ごとに団体などのデータベース化を進め、ボランティア※活動への参加を促すため養成講座への支援などを行います。

（8）人権教育の充実

人権教育推進計画に基づき、年次重点課題に取り組みます。また、現代の人権問題の理解や解決に結びつくような研修会・講座などを行い、人権教育を推進していきます。

【3】学校教育の充実

現況と課題

- わが国では、子どもたちを取り巻く現状を踏まえ、生きる力を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視する「新学習指導要領」が、平成 24 年度より全面実施されました。
- 本市には平成 24 年 4 月 1 日現在、公立小学校 13 校・中学校 5 校があり、それぞれの学校で「総合的な学習の時間」や「生活科」の時間に地域の特性を活かした教育を行っています。今後は、これらに加えて各教科・領域の指導や学校行事など、学校生活の様々な場面においても、地域の特性を生かした学習活動を進めることが望まれます。そのため、地域の自然や産業を学習活動の中で取り上げたり、地域人材の活用をよりいっそう進めたりするなどの工夫が必要です。
- 指導力向上のための教職員の研修については、社会情勢や社会からの要請、住民からのニーズなどに応じ、教職員に関する研修内容の吟味や研修プログラムを実施し、教職員の資質向上を中心に、活動を展開していくことが望まれます。
- 本市には私立幼稚園 3 園と認定こども園 1 園があり、それぞれの園で特色ある幼児教育が展開されています。今後は子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向けて、保護者への支援・小学校との連携協力を努めていくことが大切になっています。
- 平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。このため今後は、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、取り組みを推進していく必要があります。
- 学校施設については、良好な学習環境を確保するための整備を進めています。また、各小中学校では、校庭や体育館の地域への開放を行っています。既存の学校施設の老朽化対策や耐震補強対策に加え、児童・生徒の安全確保、バリアフリー化※や地域との連携などの観点からも施設内容の検討や計画的な整備が求められます。
- 本市の学校給食はセンター方式と自校方式を並立して行っていますが、施設の老朽化への対応が急務であるとともに、調理方針の明確化に向けて検討が求められています。

施策の目標

地域の特性を活かしながら、特別支援教育も含め学校教育内容の充実に努めるとともに、教職員の資質の向上や、学校施設の整備・充実に努め、子どもたちがいきいきと学び育つ環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H27）
学校耐震改修率	69%	100%

施策展開の方向

（１）地域特性を活かした教育

新学習指導要領の趣旨を生かすとともに、各教科・領域の指導や学校行事など、学校生活の様々な場面において、地域の特性を生かした教育活動を推進します。そのため、地域の自然や産業の教材化が各校において進められるよう、適切な指導や予算措置を行います。また、地域人材の活用を進めるため、学校支援センターの活性化などを推進します。

（２）教育内容の充実

教育内容などの向上のために各学校で行われている教育計画作成や教材開発、授業方法改善に向けた取り組みについて、市教育委員会が内容や方法などを吟味し、適切で具体的な指導助言などを行っていきます。

新学習指導要領に基づき、新しい教育動向や学校のニーズに応じた、より効率的で実践的な研修を実施し、教育内容の向上を図っていきます。

（３）教職員の資質向上

新しい教育動向や社会のニーズなどに応じて教職員の資質や能力を向上させるため、教職員の研修などの充実に努めます。また、研修講座の内容や方法などを評価し、次年度の研修に活かすシステムを確立していきます。

（４）幼児教育への支援

幼稚園に子どもを就園させている世帯に対し交付されている就園児補助金の維持を図るとともに、幼保一体化に伴う保護者や関係者からのニーズを捉えながら、幼稚園への就園をより容易にするための支援策について検討します。

小学校への入学にあたり、幼児が小学校での生活にすみやかになじめるよう、幼稚園、保育園と小学校の連携を図り、協力体制の確立に努めます。

（５）特別支援教育の充実

基本目標 3 生涯を通じていきがいを持って暮らせるまちづくり

特別支援学級に在籍する児童・生徒、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の支援体制の充実に努めます。そのため、特別支援教育に関する教職員の理解および指導力の向上を図る研修の充実に努めます。また特別支援教育に係る支援員の配置など、指導体制の充実に努めます。

（6）安全管理対策

子どもたちがいきいきと学習に励めるよう、安全な教育環境づくりを進めます。

校舎や屋内運動場のうち、昭和 56 年以前に設置された耐震性に劣る施設については、改築・構造補強により安全性を高めます。

（7）学校施設の整備・充実

校舎改築や耐震補強とともに、築後 20 年を経過した老朽施設の大規模改修、バリアフリー化、トイレの洋式化などを計画的に実施し、良好な学習環境づくりと災害に強い学校施設の整備を推進します。

また、給食施設については、当面は自校方式、センター方式の両方を維持しますが、学校給食衛生管理基準に定められた、施設の整備改修を進めます。

8. スポーツ・レクリエーションの振興

【1】スポーツ・レクリエーションの振興

現況と課題

- 生きがいづくりや健康づくりへの関心の高まりを背景として、スポーツの果たす役割はますます増大しています。国では、だれもが生涯にわたりスポーツを楽しめる「生涯スポーツ」の理念のもとに、さまざまな取り組みが展開されています。
- 本市においても、だれもが参加できるスポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康づくりや市民の交流の場としても重要な役割を果たしており、子どもから高齢者まで多くの市民がスポーツなどに親しんでいます。また本市には全国的に知られている安政遠足（侍マラソン）などのスポーツイベントがあり、多くの参加者でにぎわいを見せています。また、本市の体育施設は社会体育施設40カ所、学校体育施設35カ所（体育館および校庭）となっており、これらの利用者数は年間約47万人となっています。また現在、市民からは、弓道場や武道館などの施設整備が求められています。
- 今後は、だれもが体力や年齢に応じてスポーツを楽しめるように、新たな市民の参加を促進していくほか、スポーツ施設の整備、スポーツ機会の提供、指導者の養成などにより、推進基盤を整備していく必要があります。

施策の目標

市民のだれもが生涯にわたり、目的や体力に応じてスポーツを楽しめるよう、指導体制の充実やスポーツ活動の振興、スポーツ団体の育成などに取り組み、生涯スポーツを楽しめる環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
体育施設利用者数 （社会体育施設及び学校体育施設開放利用者数）	512,224 人	530,000 人

施策展開の方向

（１）生涯スポーツの振興

指導体制の充実を図るため、指導者の資質の向上を図ります。

スポーツ推進委員や各種競技団体の協力を得て少年少女スポーツ教室や各種教室を実施するとともに、医療機関との連携などにより市民の健康増進を図っていくほか、スポーツイベントとして全国に知れわたった安政遠足をより一層充実させていきます。

また、競技力の向上を図るために、市民マラソン大会などを開催するとともに、スポーツ団体と提携した各種教室の開催や、スポーツ推進委員などの協力により新スポーツ競技の普及を図っていきます。

さらには、体育協会加盟競技団体の活動の充実や、スポーツ少年団活動の充実、地域総合型スポーツクラブの普及を図っていきます。

（２）スポーツ施設の整備充実

スポーツセンターでは、スポーツトレーナーによる年齢、性別、運動機能に応じた相談・指導をより一層充実させていきます。また、スポーツセンターを中心とした大会・イベントを開催します。

また、多種多様な競技種目に対応するため、スポーツ施設の機能拡充を検討しながら計画的な整備を図るとともに、既存の体育施設を有効に活用します。これらの体育施設については、巡回点検を行って、老朽施設・器具などの修繕を実施していきます。

9. 芸術・文化の振興

【1】芸術文化の振興

現況と課題

- 心の豊かさを求める意識の高まりを背景として、地域の文化・芸術活動の重要性が増しています。
- 本市では、文化センター、文化会館およびふるさと学習館や地区公民館などを中心に、展示会や発表会などの芸術文化活動を展開しています。しかし、これらの施設には、美術芸術作品の常設展示ができる施設がないことなどから、既存施設の有効活用はもちろんのこと、新たな施設整備の検討も行わなければなりません。
- 芸術・文化活動に携わる市民からは、自分たちの作品を発表できる機会の充実が求められており、作品展の開催や公募・コンテストの実施などが期待されています。また今後は、芸術文化団体の育成支援のため、運営に関わるアドバイスや、発表や芸術振興を担うボランティア*の育成と組織化などが求められています。

施策の目標

心の豊かさや生きがいを求める市民の意識の高まりに応えるため、地域における芸術文化活動の展開を支援します。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
市民フェスティバル来場者数	10,075 人	18,000 人

施策展開の方向

（１）発表・展示機会の充実

施設利用者の利便性向上のため、文化センター・文化会館およびふるさと学習館の展示スペースなど施設改修や展示用の調度品の計画的な購入・更新に努めるほか、文化センターの駐車場の拡充を図ります。今後は博物館や多目的展示施設などの整備も視野に検討します。

また、市内各所の既存建築物を、立地や歴史背景に着目し、テーマ別発表会場として活用します。そのため、既存施設活用のための環境を整備します。

（２）芸術文化団体の育成支援

市民フェスティバルなど既存の発表機会の充実や、新たな発表の機会を要望により設けるなど、発表機会の拡充に努めます。テーマや作品別の公募やコンテストを実施し、入賞作品などの発表会を併せて行うなど、市民の制作意欲の醸成に努めます。

また、市内の芸術文化団体の自主的な運営を可能にするため、相談支援体制を充実します。

（３）芸術文化事業の充実

市民に優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供するなど、芸術への関心を高める方策を展開します。

【2】文化財保護

現況と課題

- 文化遺産は、長い歴史のなかで生まれ、守り伝えられてきた貴重な財産であり、地域の歴史文化を正しく理解するため欠かせないものです。地域に伝わる文化財の価値を再認識し、保存・継承へ向けた取り組みが重要です。
- 本市の指定文化財は、国指定5件、県指定22件、市指定72件、登録文化財4件、合計103件（平成24年1月1日現在）に上ります。これらの多様な指定文化財を保護管理するとともに、市の歴史を知るうえで重要な未指定の文化財については、市民の理解と協力を得ながら、追加指定、保存を考える必要があります。
- 「碓氷峠鉄道施設」「碓氷関所跡」などが存在する横川・坂本地区は、異なる時代を代表する交通遺産が重層的に存在する特色ある地域として、学術・観光の両面から注目されています。これらは、まちづくりの根幹にかかわる重要な財産であることから、その保存活用方法を十分に研究・検討する必要があります。
- 「中宿糸操燈籠人形」「八城の人形浄瑠璃」などの無形文化財については、後継者不足などにより保存・継承の危機にあるものも多く、後継者の育成支援などが求められています。
- 埋蔵文化財は市内に広く分布しますが、これらは地域の歴史と文化に根ざした貴重な遺産であることから、開発事業との調整を図りながら発掘調査を行い、記録保存あるいは現状保存の措置をとる必要があります。また、発掘調査の進展に伴い膨大な遺物が出土していますが、これらの保管場所の確保と活用が今後の課題となっています。

施策の目標

先人が残した文化遺産は、後世に守り伝えたい地域の財産であるため、文化財の保護と活用、埋蔵文化財の発掘調査などを進め、これらを市民に周知してまちづくりに活用できるよう努めていきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
文化財施設入館者数	17,397 人	20,500 人

施策展開の方向

（１）文化財の保護・活用

指定文化財の保存・修理・復元のため、補助金を交付するとともに、未指定文化財の調査・研究を進めます。また、「碓氷関所跡」「築瀬二子塚古墳」などの文化財を活用する方法を研究・検討します。

伝統芸能の後継者育成を支援するとともに、文章化・映像化により記録保存を図ります。また、団体の育成や交流を通じ、保存・継承を促します。

（２）埋蔵文化財の発掘調査

埋蔵文化財の消失を防ぎ、保護するため、大規模土地改良事業をはじめ、各種開発事業に迅速に対応し効率的な発掘調査体制の充実に努めます。

発掘された遺物などを埋蔵文化財遺物収蔵庫に保存し、また、ふるさと学習館などの展示スペースを活用して、展示物の拡充・充実を図り、質の高い施設運営を行っていきます。発掘情報展、速報展の開催を行い、発掘調査の成果を広く市民に公開します。

10. 交流の推進

【1】都市・国際交流の推進

現況と課題

- ICT*社会の進展などにより、ヒト・モノ・カネ・情報の国際化が進んでいます。これを背景に、それぞれが異質な文化にふれあい、新たなまちづくりにつなげようという機運が高まっています。
- 現在、本市では、カナダ国ブリティッシュコロンビア州キンバリー市を姉妹都市として、中学生などの交換留学を実施しており、また、国内においては千葉県南房総市を友好市として交流を図っていますが、全市民レベルの交流には至っていない状況にあります。
- 本市の外国人住民は平成 24 年 4 月 1 日現在、422 人となっていますが、行政サービスにおいては、総合的な窓口の設置、国際交流諸団体との交流会・講演会の共同開催などの協働*に向けた、取り組みの充実が求められています。

施策の目標

市民・団体・NPO※などさまざまな主体による交流を活発化し、地域の活性化を図るため、都市・国際交流活動を支援していきます。また、外国人に対する行政サービスの充実を図り、外国人も住みやすいまちを目指していきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
国際交流協会交流活動の参加者数	1,606 人	2,250 人

施策展開の方向

（１）市民交流活動の支援

国際交流および都市交流については、市民・団体・NPO※などさまざまな主体による交流を活発化し、芸術・文化交流などの輪を広げて地域の活性化を図るため、情報提供などを積極的に行い、市民の多様な交流活動を支援します。

（２）外国人に対する行政サービス充実

外国人に対する行政サービス充実のため、外国人の総合的な窓口の設置や生活情報の迅速な提供および国際交流諸団体との協働※などに向けた取り組みの充実を図っていきます。

1 1. 農林水産業の振興

【1】農業の振興

現況と課題

- 本市の農業は、水稻を中心として畜産や野菜生産などが行われており、これらが大きな役割を担っています。これまで本市では、生産体制の強化、土地基盤の整備、新しい技術の導入と支援体制の強化、快適な農業環境づくりなどを進めてきました。
- 近年では、農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化と担い手不足により、農家戸数も減少しています。特に養蚕農家の減少は顕著な状態となっています。これに伴って耕作放棄地が増加し、土地の荒廃を招くなどの問題も生じています。また、サルやイノシシなど有害鳥獣による農作物への被害が続出しており、駆除の実施のほか電気柵などによる自衛手段がとられていますが、今後も、被害の拡大が予想されます。
- 農業はこのように厳しい状況下にありますが、産業振興や国土の保全など農業の多面的機能を維持するという観点から、引き続き農業活性化への取り組みを進め、魅力と活力ある農業を確立することが求められています。このため、国の施策の動向をみながら、意欲ある担い手の育成と確保、集落営農の推進などにより生産体制を充実し、ほ場※・農道などの基盤整備に努めながら、低コストで収益性の高い農業を展開していくことが重要となっています。

施策の目標

産業振興・土地の保全などの観点から、意欲と能力のある担い手の育成・確保、効率的・安定的な農業経営、農業土地基盤の整備などを進め、農業の振興を図ります。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
認定農業者数	68 人	75 人

施策展開の方向

（１）農業生産体制の整備

①担い手の育成・確保

高齢化と後継者不足に対応し、農業を活性化するため、農業関係者および関係機関で組織する「安中市地域農業再生協議会」を中心に、経営・技術研修を積極的に開催するなどの支援を行い、担い手の育成・確保に取り組みます。

また、新規就農者が円滑に営農活動に取り組める環境づくりを行い、農業協同組合に対しては、営農指導など機能の強化を支援します。

なお、伝統的な産業であり地域文化を育んできた養蚕を維持・継承するため、新たな取り組みを検討します。

②集落営農の推進

地域における農業のあり方を検討しながら、農地の合理的利用と農業機械の効率的利用を進めるため、農作業の受委託・農地の流動化などにより、集落ぐるみの生産体制の確立を推進します。

③農地の流動化

農地の有効利用および耕作放棄地の抑制を図るため、農地の利用権や農作業の受委託に関する情報収集と調整を進め、意欲ある担い手への農地集積を図ります。また、営農者と協議をしながら、ほ場※整備事業などを契機とした農地集積を進めます。

また、中山間地域等直接支払制度などの活用により、耕作条件の不利な山間部の耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の保全を図ります。

④高収益作物の奨励・導入

安定した経営基盤の確立のため、収益性の高い作物の導入を進めます。また農業協同組合を中心として、農作物の特産地化を目指します。また、補助事業の推進などによる園芸、工芸作物および畜産などの産地育成と強化を図ります。

⑤地産地消の推進

安全・安心な農産物を確保することや地場農産物の販路拡大を目指し、地産地消についても積極的に取り組んでいきます。

⑥環境保全型農業の推進

農薬などの散布による環境汚染の抑制のために、耕畜連携による土づくり等を通じて、環

基本目標4 にぎわいと活力のあるまちづくり

境に配慮した農業を目指します。

⑦有害鳥獣対策

サルやイノシシなど有害鳥獣による農産物の被害に対し、被害減少のための施策を推進します。

（２）農業土地基盤の整備

①土地改良事業の推進

適切な土地利用調整のもとに優良農地を保全し、農地の合理的利用と作業の効率化を図るため、区画の整理や農道の整備などによるほ場の整備を推進します。

また、農業用水の安定的な供給のために、ため池などの整備を行うとともに、用水路・排水路などの整備を計画的に進めます。

さらには、農作業の効率化や、集出荷の迅速化を図るため、基幹農道・支線農道の整備を計画的に進めます。このほか、土地改良区が管理する農業用施設や、農村公園については、農業者と市との協働により適正に維持管理していきます。

②農地・水・環境保全対策

農業者および一般住民の参加も得て、農業用施設、景観、資源の保全を目指します。また、農業用水への生活雑排水の流入を防止し、水質保全に努めます。

【2】林業の振興

現況と課題

- わが国の林業は、国産材の価格低迷、担い手の不足や高齢化など厳しい環境にあり、林地の荒廃が懸念されています。
- 本市の林業は、経営面積が5ha 未満の零細経営が大部分ですが、森林は、治山、治水、自然環境の保全などの公益的機能において大変重要な役割を担っており、適正な維持管理が求められています。
- 今後は、森林の水源涵養機能、防災機能、レクリエーション機能、地球温暖化防止の機能などに着目しながら、森林を有効かつ効率的に活用するためにも、林業の活性化を図り、担い手の安定確保や必要な基盤整備を推進していく必要があります。

施策の目標

森林の持つ公益的機能を強化・回復するため、林業の担い手の安定確保を図るとともに、必要な基盤整備や維持管理を推進していきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
人工林面積	4,892ha	4,899ha

施策展開の方向

（１）森林の保全

本市の貴重な財産である森林の保全を基本とし、水源涵養や環境保全など、森林の持つ公益的機能の活用を図ります。

森林生産力の増進のため、集団間伐を推進し、健全な森林の育成に努めるとともに、造林を計画的に実施し、林業従事者の安定的確保を図りながら森林の整備を推進していきます。

さらには、森林保護のため、市民に対して森林愛護の啓発を行うとともに、国、県などと連携し、森林開発が適正に行われるよう指導に努めます。

また、森林における市民の潤いとやすらぎの場としてのレクリエーション機能に着目した整備を図ります。

（２）林道の整備

山村地域や林業の活性化を図るため、重要な基盤である林道網の整備を図りながら、既存林道の維持管理に努めます。

1 2. 商工業の振興

【1】商業の振興

現況と課題

- 本市は、中心的な市街地が旧安中市地域と旧松井田町地域に存在していますが、いずれも旧中山道の宿場町で、街道沿いに商業が集積し、商店街が形成され栄えてきました。
- 旧安中市地域の市街地では、国道 18 号沿いに市外から大中規模小売店舗などが進出し、既存小売店に大きな影響を及ぼし、後継者不足も相まって、空き店舗が多数発生しています。このように厳しい状況下、市街地においては、新たなまちづくりのなかで商業の活性化が求められています。
- 一方、旧松井田町地域の市街地では、地形的な条件から、国道 18 号沿線での商業地の拡大余地はありませんが、中山間地域からの買い物ニーズにより顧客はあります。商店街においては、空き店舗を活用したコミュニティ施設づくりなどが行われており、今後は、こうした魅力ある個性的な商店街づくりが課題となっています。
- このようななか、近年では商業関係者を中心とした活性化イベント等が実施されています。

施策の目標

魅力とにぎわいのあるまちづくりを目指し、商店街の活性化支援、商店経営の近代化・合理化などを進め、まちの商業振興を図っていきます。

指標名	現状値（H19）	目標値（H29）
年間商品販売額	66,271 百万円	73,000 百万円

施策展開の方向

（１）商業環境の整備

魅力ある商店街とするため、高齢者、障害者などの買い物客、来訪者の通行の安全確保とともに、特色ある街路灯の整備など、商工会や商店街組合など関係団体と協議し、商業環境の整備を図ります。

また、旧中山道の宿場町のおもかげを醸し出す街並み景観を形成し、市民、来訪者、観光客に親しみのある商店街の整備に努めます。

商店街の空き店舗については、関係団体の協力を得て、休憩所や展示、情報提供、市民交流の拠点などのコミュニティ施設として活用します。

（２）集客イベントの創出

商店街の活性化対策として、既存のイベントを充実するとともに新たなイベントを開始し、集客を強化します。

（３）経営基盤の強化

商店経営の近代化、合理化を図るため、経営講座、企業診断、商店街診断を実施するとともに大量仕入れによる販売コストの低減化のため組合化、共同化を推進します。

また、中小企業の設備近代化・経営安定化のための資金の活用を促します。

（４）商工会の強化

商工会の指導部の充実、商店街組合などとの連携等により商工会の強化を図ります。また、企業の誘致なども視野に入れながら、新規組合員の加入を促します。

【2】工業の振興

現況と課題

- 本市では、首都圏への近接性、交通利便性、戦前から育まれ蓄積されてきた高度な基盤技術の集積や、豊かな自然環境などの立地条件の優位性を活かし、工業の振興を図ってきました。
- 現在、総面積 25.2 ha の安中工業団地をはじめとする既存工業団地に加え、新たな工業団地を整備し、優良企業の誘致を積極的に進めています。
- 日本経済が依然として厳しい状況にあるなかで、本市は順調に工場立地が進んでおり、造成済みの工業団地については、すべて進出企業が決定しています。今後も、産業の集積を図り、地域経済の発展を目指していく必要があります。

施策の目標

地域経済の発展を目指して、工業団地の造成を推進し、地域特性を踏まえて企業誘致を進めるとともに、中小企業の経営基盤の強化を図ります。

指標名	現状値（H22）	目標値（H29）
製造品出荷額等	299,546 百万円	330,000 百万円

施策展開の方向

（１）工業団地の造成

経済動向を見極めながら、市内の適地に新たな工業団地の造成を推進します。

（２）優良企業の誘致

地域経済の活性化や発展に大きな効果があると考えられる優良企業を誘致します。そのため、本市の立地条件や誘致のための優遇施策等を県内外に積極的に情報発信します。なお、新たな工業団地への企業選定にあたっては、周辺住民の理解を得ながら進めていきます。

誘致した企業や市内企業に対しては、企業のニーズを把握し行政とのネットワークを形成して、市内での事業の維持・継続、発展が図られるようフォローアップに努めます。

（３）中小企業の経営基盤の強化

中小企業の施設や経営の近代化、合理化を支援するため、中小企業金融対策事業を活用し、市内中小企業の活性化を促進していきます。

1 3. 観光の振興

【1】観光の振興

現況と課題

- 本市は、豊かな自然環境、名所・旧跡、温泉や湖などといった観光資源に恵まれています。市内には、磯部温泉や霧積温泉など泉質に優れた温泉地があり、妙義山や秋間梅林などの自然を活かした観光スポット、鉄道文化むらや旧丸山変電所、めがね橋など地域の歴史を感じさせる観光・文化施設などの観光資源が多くあります。
- 本市を取り巻く交通環境は、信越本線の5つの駅、北陸（長野）新幹線に「安中榛名駅」、上信越自動車道に「松井田妙義」と「碓氷軽井沢」のインターチェンジを有しており、また、関越自動車道と東北自動車道等とを結ぶ北関東自動車道の開通によって、首都圏・信越・北陸・関西方面に加え、東北方面等への交通の便が円滑になっています。このため今後は、このような交通条件を活かして観光客を呼び込むとともに、市内に点在する観光資源を活用しネットワーク化するため、アクセス性の向上を図り、特色と回遊性に富んだ観光事業を推進していく必要があります。
- 今後は、こうした広域的な交通体系の強みを活かした観光施策が求められており、西毛地域最大の宿泊拠点の役割を担う磯部温泉を中心に、隣接する国際的なリゾート観光地軽井沢との提携や、近隣市町との連携を強化した広域観光ルートの設定と確立を図る必要があります。
- また、観光客の多様化、高度化するニーズに対応するため、おもてなしの心の醸成と受け入れ体制を整備し、新規の観光客やリピーターが増えるような取り組みが必要です。また、国際観光の進展を踏まえ、施設や案内の整備改善だけでなく、外国人観光客の誘致に向けたPRなどを推進することも重要です。

施策の目標

魅力ある観光資源を活かし、観光基盤の整備、観光ネットワークの構築、観光情報発信の強化などに取り組み、観光の振興を図ります。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
観光客数	1,492 千人	1,650 千人

施策展開の方向

（１）観光基盤の整備

①観光振興による地域の活性化

「めがね橋」をはじめとする碓氷峠周辺観光のさらなる活性化を目指し、財団法人碓氷峠交流記念財団と協働し、施設の充実と峠文化の発信に努めます。旧鉄道敷を利用して開設した遊歩道「アプトの道」横川・熊ノ平間については、周辺の利便性を高めるため、観光客用の公衆トイレや休憩施設を整備します。また、歴史と文化の香り高い旧中山道の街並みを整備します。

②活気ある温泉街の整備

磯部温泉街においては、磯部温泉組合や磯部温泉旅館組合と協力して、観光客の増加を目指します。

③観光地の基本的整備

秋間梅林の課題となっている狭少な進入道路の解消を図ります。また、秋間梅林地域の「梅の木オーナー制度」を活用し、榛名、箕郷地域と連携する「ぐんま三大梅林」の観光地としての維持管理を図ります。さらには、「観梅公園」を花木公園として充実を図ります。

④まちかど美術館・まちかど博物館・まちかどふれあい交流館の創出

市街地の空き店舗などを活用して、地域の文化遺産の展示や市民作品の展示・発表の機会を設けるなど、観光客、市民にも身近で親しみやすいまちかどの拠点として整備を図ります。

（２）歴史的文化遺産観光ネットワークの構築

①アクセス道整備による観光振興

市内各地にある歴史的建造物や観光施設のアクセス道路（観光路線）を整備し、また周辺道路については景観に配慮した整備を進めます。併せて、市外から観光客を迎え入れるための交通手段を確保し、観光エリアとして振興を図ります。

②広域ネットワークの構築

隣接する富岡市には日本初の器械製糸工場である旧富岡製糸場があり、一方、本市には全国でただ２カ所となった機械製糸場の一つである碓氷製糸農業協同組合があることから、広域ネットワークの構築には好条件となっています。このような文化遺産と既存の観光施設な

基本目標 4 にぎわいと活力のあるまちづくり

どをネットワークさせ、歴史探訪、自然観察、森林浴、温泉浴などを堪能してもらえるよう、季節ごとのイベントや広域的なPRを共同で効果的に実施するよう努めます。

また、信越本線を核として、周辺自治体と連携し、自然・歴史・文化拠点のネットワーク化を図る取り組みを進めます。

（３）受け入れ態勢の整備

本市の魅力を伝えるため、観光ボランティア※ガイド組織の充実を図ります。また、高齢者や障害者に配慮した観光施設やトイレの整備拡充などを図るほか、さらには観光パンフレットや観光案内板、解説板などの多言語化を進め、国際観光への対応を推進します。

（４）観光情報発信の強化

①広域連携による情報発信

（社）日本観光協会と（財）群馬県観光物産国際協会などの観光団体との連携による観光情報の共有を図ります。また、西上州観光連盟・妙義山周辺観光宣伝協議会など、各種広域観光協議会の観光キャンペーン、観光キャラバンなどへの参加を通じ情報発信していきます。

②情報発信媒体の拡充

観光ポスター・観光マップ・観光物産パンフレットの作成、案内板の設置などの充実を図ります。また、インターネットをはじめとする各種媒体を活用して積極的なPR活動を展開します。

本市および観光協会のホームページの充実、民間観光事業者などが作成しているホームページへの積極的な情報提供、観光情報のメール配信などを行います。

1 4. 新産業の創出

【1】新産業の創出

現況と課題

- 市内中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、この状況を改善して地域経済の活力を取り戻すことが急務となっています。そこで、新しい市場や雇用を創出する担い手として、起業や新事業・新分野にチャレンジする企業の育成が重要となっています。
- 積極的に技術力を強化し新商品などを開発することに加えて、異業種間の交流のなかで新しい産業を創出するなどこれまでと違った発想で産業振興を図っていくことが考えられます。
- 本市では、平成 22 年度から、市内の事業所などを対象として、新製品や新商品の開発を支援しています。今後は、地域に密着したコミュニティビジネス※など新しい着想による起業への支援が求められており、また、ビジネスチャンスを生み出す人や情報のネットワークの形成、時代に応じた職業能力の育成、経営ノウハウの育成などに向けた環境整備も重要となります。

施策の目標

地域経済の発展に向けて、起業や新事業・新分野にチャレンジする企業を支援するとともに、新たな産業を創り出す環境を整備していきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
安中市ぐんま新技術・新製品開発推進補助事業の実績	1 件	3 件

施策展開の方向

（１）創業・ベンチャー支援

地域経済の発展のため、新たな市場や雇用を創出する企業を育成します。県の支援機関を通じ、成長性の高い技術・商品などを有する創業者やベンチャー企業を発掘し、ぐんま新技術・新製品開発推進補助事業を活用して、事業化までの支援を行います。また、より多くの企業によるチャレンジを促すため、この支援制度を周知するとともに、商工会などと連携して、人や情報のネットワーク化を進めます。

（２）新しい産業の創出

地域のニーズや特性に合った産業を創出するため、商工会など関係機関と連携し、新たな需要に対応する福祉関連産業をはじめ、農林産物などの地域資源や自然を活用したものづくりなどの農商工連携事業、地域の実情に即したコミュニティビジネス*などを支援します。

1 5. 労働環境の充実

【1】労働環境の充実

現況と課題

- わが国の社会経済動向の著しい変化に伴い、雇用のあり方を見直す企業が増加し、雇用・労働環境は依然として厳しい状態にあります。また、契約社員や派遣社員、パートの増加など、就業形態の多様化も進んでいます。このような背景のもと、安定した雇用の確保が求められています。
- 世界的な経済不況の中で、本市の雇用情勢も有効求人倍率が1 倍を切る状況が続いています。若者も含め失業率が高く、中高年齢者や障害者については依然として厳しいものになっています。
- 今後、少子高齢化に伴う労働力人口の減少が予測されており、女性や高齢者の働きやすい職場環境を整備することが求められています。
- 近年、非正規職員の増加や能力主義的人事管理の拡大など労働環境の変化が著しく、さまざまなストレスを抱える勤労者が増加していることから、働く人たちのメンタルヘルス対策の重要性も増しています。

施策の目標

市民が豊かで充実した生活を送ることができるよう、就業機会の確保と雇用の安定化を図るとともに、勤労者の生活の安定や福祉の向上を図ります。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
有効求人倍率	0.59	0.70

施策展開の方向

（１）雇用対策

企業の育成や誘致により、雇用の確保を図ります。また、国、県または関係機関などとの連携を強化し、働く意欲のある中高年齢者や障害者の雇用促進に努め、さらには、男女雇用機会均等法をはじめとした関係法令の周知啓発などにより、女性の就業環境の向上に努めます。

（２）職業能力の開発促進

労働者の技能の向上を図るため、技能検定合格者の表彰等を通じて評価を高めて職業能力開発機会の充実を図ります。また、職業体験機会の充実や、国・県と連携したインターネット※活用による情報提供やカウンセリングの実施、求職者の就職能力開発支援や職業意識の啓発などを行っていきます。

（３）勤労者福祉対策

勤労者の生活安定、福祉の向上、雇用の安定を図るとともに、勤労者の市内への定住を図るため、住宅建設利子補給助成および勤労者生活資金融資制度の充実に努めます。

また、勤労者の退職後の生活確保と従業員の定着を促進するため、中小企業退職金共済制度の普及に努めます。

さらには、就労をめぐるさまざまな問題に対応するため、県や関係機関と連携して、労使間のトラブル相談や、メンタルヘルス相談などの事業の充実を図ります。

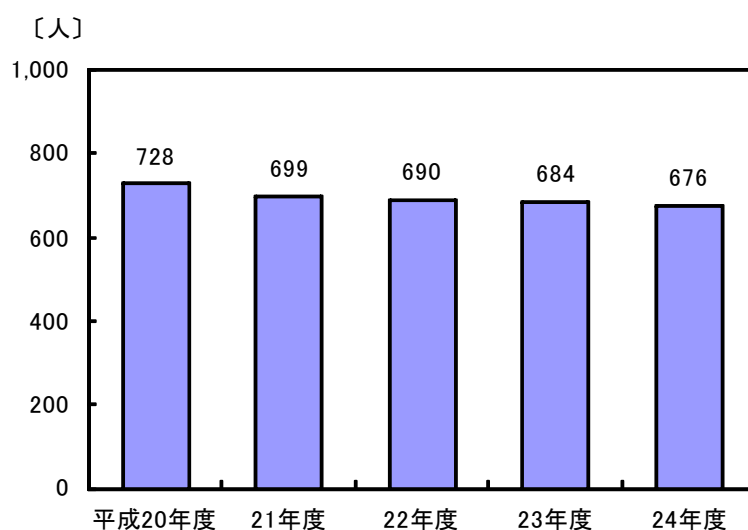
16. 効率的な行財政運営

【1】効率的な行政運営

現況と課題

- 近年では、地域の自主性・自立性が求められており、財源や人的資源に限りがあるなかで、多様化する行政課題や市民ニーズに的確に対応していくには、行政改革をさらに進め、自律的な行政運営体制を確立する必要があります。
- 本市では、「行政改革大綱」や「行政改革大綱実施計画」を策定し、組織の見直し、職員の資質の向上、業務の民営化といった行政改革を進めています。今後もこれらの計画にもとづいて住民の目線に立った行政運営を進める必要があります。また本市では、市民ニーズの多様化を踏まえ、ニーズに対応したサービスをモットーとして、利用しやすい市役所づくりに努めています。
- 老朽化が進む庁舎については、耐震化やバリアフリー化※・ユニバーサルデザイン化※を進め、防災拠点や避難場所としての役割を果たせ、だれもが快適に使用できるよう機能のさらなる充実を図ることも必要になっています。
- 生活圏、経済圏の拡大や生活様式の多様化に伴い、広域化、複雑化する諸問題に対応するため、近隣市町村との連携を図りながら行政運営を行っていく必要があります。本市と高崎市の2市で構成する高崎市・安中市消防組合においては、共同して消防・救急業務などを行っています。

図表：職員数の推移



（出典：地方公共団体定員管理調査）

施策の目標

自主的・自律的な行政運営を確立し、行政課題や市民ニーズに的確に responding していくため、行政改革のさらなる推進と窓口サービスの向上、庁舎の拠点としての機能強化などを進めていきます。

施策展開の方向

（１）行政改革の推進

「行政改革大綱」や「行政改革大綱実施計画」等にのっとり、行政評価の実施、フラット化や総合窓口化、ワンストップサービス※化といった組織の見直し、業務の民営化や指定管理者制度導入による業務の効率化に加え、複雑・多様化するニーズへの対応を図るため、職員の資質向上など、さらなる取り組みを推進していきます。

（２）窓口サービスの向上

窓口業務のサービスについて、休日窓口、時間外窓口の充実に努めて市民の利便性向上を推進します。

また、窓口手続きマニュアルの活用とコンピュータによる情報共有を進め、より早くより親切的な対応により、市民サービスの向上に努めます。

（３）庁舎などの整備

老朽化が進む庁舎については、防災拠点や避難場所としての役割を果たし、市民が安心して利用できるよう、大規模な改修や建て替え、既存建築物の利活用を含めた一部行政機能の移転など、多角的視野から中長期的な計画を策定します。また、駐車場についても、庁舎の建て替え・一部行政機能の移転などを検討するなかで、併せて対応していきます。

（４）市有未利用地などの活用

現在、公共施設などとして利用されていない市有土地・建物については、売却や貸付などを検討していきます。また、利用計画がある市有土地・建物についても、目的変更や中止を含めた再検討を実施し、今後の方向付けを行い、市有財産としての適正かつ有効な活用を図ります。

（５）広域行政の推進

近隣市町村と相互の地域性を活かしながら、共通する課題の解決に向けた広域的共同事業を実施します。

引き続き、高崎市・安中市消防組合において、消防・救急関係業務の共同処理を行っています。また、西毛地区の開発推進に向け西毛地区開発協議会に取り組み、富岡・甘楽地域の市町村との連携を強化していきます。

【2】健全な財政運営

現況と課題

- 本市の財政状況は、歳入においては、堅調な法人市民税と普通交付税の合併算定替え措置により、所要の財源を確保できている状況です。しかし、今後は合併算定替え措置の縮減・廃止により普通交付税が大幅な減収になるなど、厳しい財政状況が予想されます。
- 歳出においては、少子化対策や高齢者対策をはじめとする社会福祉関係施策の充実など社会情勢に即した諸事業を推進する一方、人件費や物件費をはじめ、歳出全般を抑制することにより収支の均衡を図ってきました。今後も高齢化には歯止めがかからず、社会保障関係経費の増加が予想されるとともに、耐震化されていない公共施設への対応も急務となっています。
- このような厳しい財政状況にあっても、多様化する市民ニーズなどを踏まえ、行政課題への積極的取り組みが強く求められているため、引き続き行財政改革を推進し、財政の健全化を図る必要があります。

施策の目標

厳しい財政状況のもと、市民ニーズを的確に捉えて行政課題に対して積極的に取り組み、質の高い行政サービスを提供するため、歳入と歳出のバランスの取れた健全な財政運営を推進していきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
経常収支比率	86.8%	86.0%

施策展開の方向

（１）健全な財政運営の推進

社会情勢を的確に把握して、広報紙やホームページなど多様な方法により財政情報を広く市民に提供していきながら、歳入と歳出のバランスの取れた健全な財政運営を推進していきます。行政改革大綱にもとづき、経常経費の削減、事務事業の見直しや施設管理などのアウトソーシング※を行い、行財政の構造改革を推進します。

また、中長期的な視野に立った財政計画を策定するとともに、効果的な政策の推進と健全な財政運営を両立するため、財政運営基準を設定します。

（２）市税の収納対策

歳入の根幹をなす市税の収納対策については、市政運営における貴重な自主財源の確保と税負担の公平性の観点から、適切な納税指導と積極的かつ徹底した滞納整理により、歳入確保に努めます。

【3】高度情報化

現況と課題

- 近年の ICT※の発展と普及により、行政運営の効率化や市民サービスの向上、地域情報の受発信機能の強化など、まちづくりや身近な市民生活が大きく変化しています。
- 本市では、県および県内市町が共同で運用する「ぐんま電子入札共同システム」が稼働しているほか、高度情報化に向けたさまざまな取り組みを展開していますが、今後は電子自治体※推進計画を策定し、行政情報ネットワークを構築する必要があります。
- 今後は、ICT 社会の進展に対応し、業務の効率化・高度化と市民サービスの高度化・迅速化を図るため、引き続き電子自治体の構築、地域の情報化が求められる状況となっています。

施策の目標

市役所の電子自治体化と、光回線などを活用した地域情報化に引き続き取り組み、市民の利便性の向上や、市民と市役所との情報共有などを目指していきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
電子入札実施率（工事）	0%	80.0%

施策展開の方向

（１）電子自治体の構築

①計画的な電子自治体化の推進

電子自治体※の構築を目指し、統合型GISシステム※の全庁的な導入などによる業務の効率化・高度化を進めるとともに、ICTを活用した電子申請や施設予約など、市民の利便性の向上を図ります。

②契約事務の電子化

電子自治体化の進展により、行政内部における情報の共有を図るとともに、インターネットを利用して契約事務の透明性を向上させます。

「ぐんま電子入札共同システム」の活用により、行政側と事業者側の事務の効率化およびコスト削減を推進します。

③職員の情報化対応

情報処理能力の高い職員の育成と確保を行います。ITコーディネータなど外部技術者を活用し、職員のICTスキルとセキュリティ意識の向上を図り、コンピュータを使用する職員全員が、コンピュータの原理、ハードウェアやソフトウェアの仕組み、データの扱い、ネットワークに関する知識を習得することとします。

（２）地域情報化

メール配信サービス（緊急情報等）を活用し、日常生活等における情報提供を行うなど地域情報化の取り組みを推進します。

17. 市民参加の推進

【1】市民によるまちづくりの推進

現況と課題

- 地域の実情に即した誇りと愛着のあるまちづくりを進めるためには、市民参加・参画・協働の市政運営を推進し、市民が自ら地域づくり、まちづくりを担う市民自治へと発展させていくように、市民が市政に幅広く参画できる仕組みを構築していく必要があります。
- 本市では、これまで、市政に市民の声を反映するため、市長対話の日、市政モニター制度、広聴ボックス「市民の声」、各種審議会などさまざまな機会を設けてきました。今後も、市民からのさまざまな提案や意見などを反映していく取り組みなどによって、行政への市民参加を積極的に推進していくことが必要です。
- 近年、NPO*やボランティア*団体が、新たな地域活動の担い手として期待されています。こうした市民による活動の促進を図るため、NPO法人およびボランティア団体の関係者間のネットワークづくりや、活動支援が必要になっています。

施策の目標

地域の実情に即した誇りと愛着あるまちづくりを進めるため、市民参加の仕組みづくりや、地域コミュニティの充実などに努めるとともに、広聴活動の充実や市民活動の支援などを通じ、市民参加の機運の醸成に努めていきます。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
NPO・ボランティア団体登録数	79 団体	90 団体

施策展開の方向

（１）市民参加のシステムづくり

行政への市民参加促進のため、意識啓発や学習機会の拡充を図ります。また、各種審議会・委員会への市民の参加、若者や女性などの市政に対する積極的な参画を推進するとともに、パブリックコメント※制度などを活用し、政策形成過程からの市民の参画機会を拡充します。

（２）広聴の充実

市民参加のまちづくりを推進するため、市長対話の日、市政モニター制度、広聴ボックス「市民の声」などの充実に加え、電子メールや市ホームページなどを活用し、市民の声を積極的に吸収して、建設的な意見を市政に反映していきます。

（３）地域コミュニティの充実

市民活動のきっかけや機会の提供、活動のネットワークづくりのため、地域コミュニティの活動を支援し、ともに支え合う仕組みづくりを進めます。そのため、地区公民館の活用や充実を図り、自治会の集会施設など活動拠点の整備を支援します。

なお、高齢化や過疎化が進む山間地等においては、地域コミュニティの維持や活性化に向けた取り組みを地域住民とともに検討します。

（４）市民活動の支援

市民のまちづくり活動への参加を促進するため、市民が自発的に行うNPO※、ボランティア※活動団体の把握に努め、団体とその活動内容を広く市民に紹介し、市民活動への参加意欲を高めます。

また、各種団体の活動ネットワークの形成や、相談体制の整備など、市民の社会貢献活動を支援できる体制を確立していきます。

【2】情報の発信と共有

現況と課題

- 市民と行政とが信頼ある関係を構築し、協働※によるまちづくりを推進するためには、情報の共有化を進めて透明性の高い市政運営を行うことが必要とされています。
- 本市ではこれまで、「広報あんなか」や「おしらせ版あんなか」などの広報紙や市ホームページ等により、さまざまな行政情報を提供するとともに、「安中市情報公開条例」にもとづき、情報を公開し、公正で開かれた市政の推進を目指してきました。
- 一方、情報ネットワーク化の進展や業務の電算化に伴い、行政が保有する大量の個人情報の保護を、より一層図ることが重要な課題となってきました。
- また、個人情報保護、情報公開制度の適正な運営を図るために、文書管理を改善し、迅速な情報提供や個人情報の厳重な管理に努める必要があります。

施策の目標

市民と行政との信頼関係を構築し、協働によるまちづくりを進めるため、個人情報の保護を徹底したうえで、広報活動の充実や、情報公開制度の適正な運営に努めていきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
市ホームページへの年間アクセス件数	191,996 件	250,000 件

施策展開の方向

（１）広報の充実

広報紙やホームページなどを伝達媒体に市政の情報を市民に分かりやすく正確・迅速に伝えるとともに、市民のニーズに合うよう広報の充実を図っていきます。

（２）情報の公開と適正な管理

市民が利用しやすい情報公開制度の運用に努めるとともに、文書管理システムにより行政文書の電子化を進め、請求に対して迅速な対応を図ります。

情報公開とあわせて、個人情報の適正な管理を行うため、コンピュータセキュリティを強化し、民間委託業者の指導、職員の個人情報保護に対する意識の向上に努めます。

また、行政文書の汚損や紛失を防止し、的確で迅速な情報公開を行うため、書庫の整備やファイリングシステムの導入を検討して、文書管理の改善を行います。

審議会や委員会などの公開により、開かれた市政の実現を目指します。

【3】男女共同参画の推進

現況と課題

- 個人のライフスタイル※が多様化し、女性の社会進出が進むなかで、性別にかかわらず、だれもがあらゆる分野に平等に参画し、豊かで活力に満ちた社会を築くため、男女がお互いに尊重しつつ、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会※の実現が求められています。
- 法や制度のうえでの性差別は解消されつつあるものの、「男は仕事、女は家庭」といった固定的役割分担意識や慣習にとらわれた差別が、家庭・職場・地域など、あらゆるところで依然として根強く残っています。
- 現在、わが国では少子高齢化が深刻な問題とされていますが、少子化については、女性に「出産」か「仕事」かの二者択一を迫る社会構造も一因とされています。女性が働きやすく、活動しやすい環境を整備するためには、社会全体の意識改革などにより、男女が家庭・職場・地域での役割をともに担っていく必要があります。
- ドメスティック・バイオレンス※やセクシュアル・ハラスメント※などの人権侵害が社会問題化していることから、安心して相談できる環境づくりを進めていくことも重要です。

施策の目標

性別にかかわらず、だれもがいきいきと暮らし、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、意識の啓発や、女性の社会参画を促す仕組みづくりに努めていきます。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
審議会等委員の女性比率	20.7%	30.0%

施策展開の方向

（１）男女共同参画社会※形成のための意識啓発

男女共同参画計画に基づき、広報活動や講演会の開催などによって男女共同参画について理解を深める機会をつくり、男女共同参画社会の形成に向けた教育や啓発活動を推進します。

特に、市内小中学校と連携を図り、若年層への啓発を促進します。

（２）女性の社会参画の促進

家庭・職場・地域など、あらゆる分野で、男女が社会の対等なパートナーとなれるよう、政策・方針決定の場への女性の参画の推進、女性人材の幅広い発掘や女性団体などの主体的な活動の支援、事業主に対する啓発の促進など、総合的な施策の展開を図ります。

特に市の組織において率先して推進し、管理職への女性の登用などを進めます。また、各種審議会などにおける女性委員の構成率が30%以上となるよう努めます。

（３）女性を守る環境整備

ドメスティック・バイオレンス※やセクシュアル・ハラスメント※などの人権侵害を防ぎ、女性が安心して社会参画できる環境づくりを目指して、実態把握と意識啓発、被害者救済のための相談体制の整備に努めます。